

大分県公共施設等総合管理指針

平成 27 年 7 月

(平成 30 年 12 月改訂)

(令和 3 年 4 月改訂)

(令和 5 年 3 月改訂)

大分県

目 次

1. 指針策定の趣旨	
(1) 策定の背景と目的	1
(2) 本指針の位置付け	1
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	
(1) 公共施設等の現況	3
① 県有建築物	3
② 公共インフラ施設	5
③ 公営企業施設	8
(2) 人口の今後の見通し	11
① 総人口の推移	11
② 年齢3区分別人口の推移	11
(3) 財政状況	13
① 財政健全化指標	13
② 基金・県債の状況	14
(4) 維持管理・更新等に係る経費の見込み	15
① 公共施設等の経費の見込み	15
② 県有建築物の経費の見込み	17
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
(1) 計画期間	19
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	19
① 全庁的な取組体制	19
② 情報管理・共有方策	20
(3) 現状や課題に関する基本認識	20
① 公共施設等の老朽化への対応	21
② 人口減少等社会情勢の変化への対応	21
③ 今後の財政状況への対応	21
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
① 点検・診断等の実施方針	21
② 維持管理・更新等の実施方針	22
③ 安全確保の実施方針	22
④ 耐震化の実施方針	22
⑤ 長寿命化の実施方針	23
⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針	23
⑦ 脱炭素化の推進方針	23
⑧ 統合や廃止の推進方針	23
⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	24
⑩ 公共施設等の数量に関する目標	24
(5) PDCAサイクルの推進方針	25

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
(1) 現状や課題に関する基本認識・公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
① 県有建築物（庁舎等）	27
② 県有建築物（学校施設等）	29
③ 県有建築物（警察署等）	31
④ 県営住宅	33
⑤ 道路施設	35
⑥ 河川施設	40
⑦ 砂防施設	44
⑧ 港湾施設	46
⑨ 公園施設	49
⑩ 飛行場施設	51
⑪ 農業用施設	53
⑫ 治山施設	59
⑬ 林道施設	61
⑭ 漁港施設	63
⑮ 交通信号機	66
⑯ 企業局施設	68
⑰ 病院局施設	71
用語解説	73

1. 指針策定の趣旨

(1) 策定の背景と目的

本県では、庁舎をはじめ学校施設、警察署などの県有建築物のほか、道路施設、港湾施設などの公共インフラ施設を多数保有している。

これらの公共施設等の多くは、高度経済成長期やバブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応し集中的に整備されており、これまで県民の共通財産として、県民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、時間の経過とともに老朽化が進行し、今後、一斉に改修や更新の時期を迎えることから、そのための経費は多額に上がることが見込まれ、本県の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

一方で、今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、施設用途の変更なども検討する必要がある。

こうしたことから、本県では、公共施設等の状況を的確に把握した上で、施設保有の在り方や施設の機能発揮の方針を示すため、「大分県公共施設等総合管理指針」（以下「本指針」という。）を策定する。

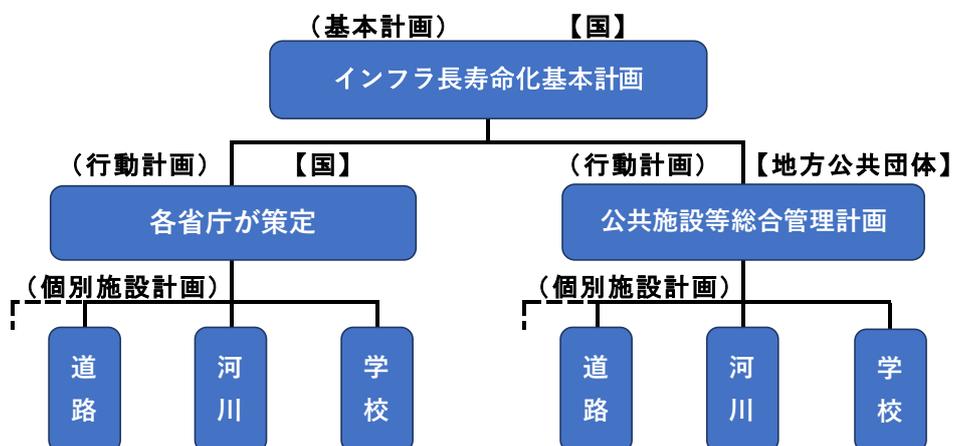
(2) 本指針の位置付け

本指針は、大分県長期総合計画、大分県行財政改革推進計画及びその他の県計画と整合を図るものとし、県が保有する公共施設等の管理について、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間を見通して、基本的な考え方を示すものである。

また、本指針は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ策定するものであり、本県の行動計画に位置づけるものである【図1】。

なお、本指針をもとに、個別施設ごとの取組方針と具体的な実施内容、時期を示した個別施設計画を策定しており、その体系は次のとおりとする【図2】。

【図1】インフラ長寿命化計画の体系



【図2】大分県公共施設等総合管理指針の体系



2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設等の現況

① 県有建築物

本県が保有する県有建築物は、令和元（2019）年度末現在で、3,858 棟、延床面積は約 222 万 2 千㎡であり、主な内訳は学校施設が約 34%、県営住宅が約 26%、庁舎等及びスポーツ・レクリエーション施設がそれぞれ約 6%となっている【表 1】。

これらの多くの施設は、高度経済成長期及びそれ以降の昭和 50（1975）年代を中心に整備されてきたほか、県民の文化やスポーツへの関心の高まりなど時代の要請に応え整備されてきた。

建築年別では、築 30 年以上を経過するものが全体の約 58%を占めるとともに、築 20 年～29 年の建築物も約 28%にのぼり、10 年後には築 30 年以上のものが約 86%を上回る【図 3】。

【表 1】 県有建築物の保有状況（令和元（2019）年度末現在）

施設類型	用途種別	棟数	延床面積	
			数量(㎡)	割合(%)
県有建築物(庁舎等)	庁舎等	134	141,829.25	6.38%
	福祉・保健・衛生施設	101	43,230.66	1.95%
	産業系施設	430	99,358.51	4.47%
	教育施設	158	64,092.30	2.88%
	芸術・文化施設	6	87,161.59	3.92%
	スポーツ・レクリエーション施設	177	136,449.42	6.14%
	職員住宅	140	46,546.26	2.10%
	その他の施設	80	13,553.86	0.61%
	計	1,226	632,221.85	28.45%
県有建築物(学校施設等)	学校施設	1,459	762,768.05	34.33%
	社会教育系施設	70	53,516.98	2.41%
	文化・体育施設	23	42,340.95	1.91%
	教職員住宅	112	24,687.01	1.11%
	計	1,664	883,312.99	39.76%
県有建築物(警察署等)	本部施設	19	23,514.05	1.06%
	警察署	57	49,340.09	2.22%
	交番	49	6,333.94	0.29%
	駐在所	213	10,594.49	0.48%
	公舎	60	2,844.61	0.13%
	職員住宅等	120	32,985.65	1.48%
	その他の施設	6	167.82	0.01%
	計	524	125,780.65	5.67%
県営住宅		444	580,335.72	26.12%
合計		3,858	2,221,651.21	100.00%

大分県が保有する主な県有建築物



庁舎等(県庁舎本館)



芸術・文化施設(県立美術館)

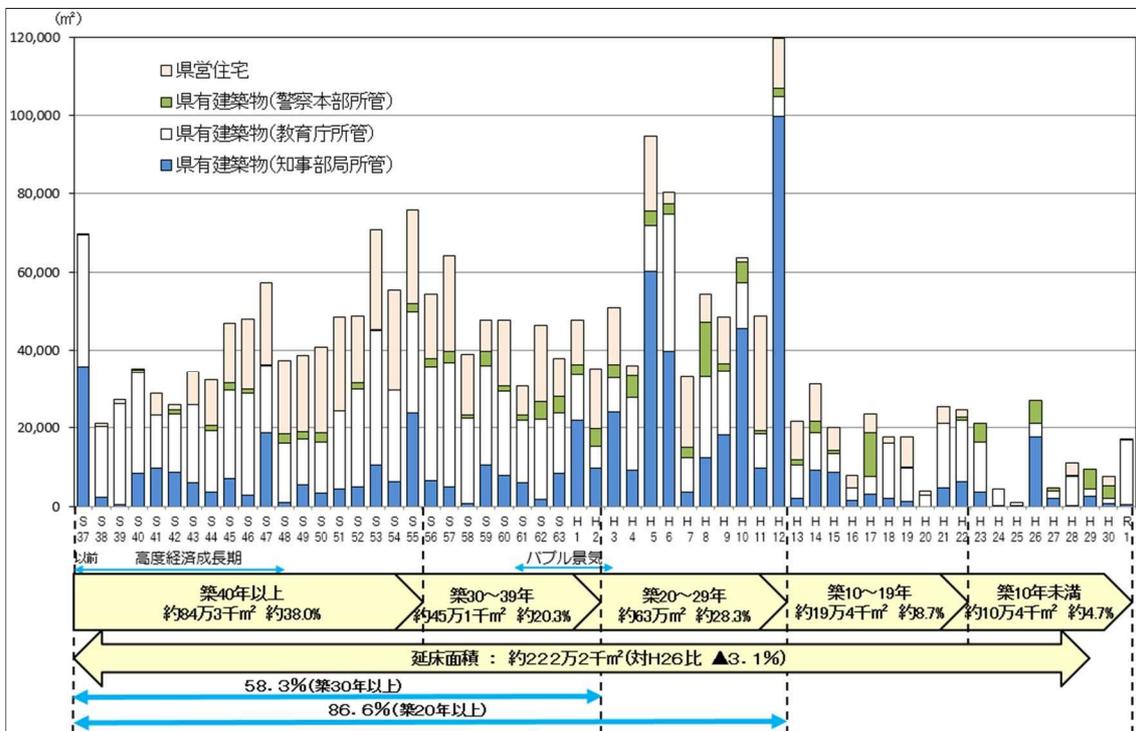


学校施設(爽風館高等学校)



県営敷戸住宅

【図3】 県有建築物の建築年別床面積の状況（令和元（2019）年度末現在）



② 公共インフラ施設

公共インフラ施設は、県民生活や経済活動を支える施設であり、本県では、橋梁やトンネルなどの道路施設のほか、砂防施設、農業用施設など多様な施設を保有している【表2】。

これらの施設は、高度経済成長期以降に集中して整備されているものが多く、建設から長い期間が経過しており、例えば、橋梁では令和元（2019）年度末現在で、架設後50年を経過するものが全体の約37%を占めており、10年後には半数以上の約56%を占める見込みである【図4】。

また、トンネルにおいても、建設後50年を経過するものは全体の約26%となっているが、20年後には約61%を占める見込みである【図5】。

【表2】公共インフラ施設の保有状況（令和元（2019）年度末現在）

施設類型	施設分類	数量	単位
(5) 道路施設	橋梁	2,545	橋
	トンネル	259	本
	舗装	3,229	km
	道路のり面・土工構造物	8,407	施設
	道路附属物	9,491	施設
(6) 河川施設	治水ダム	7	基
	排水機場	2	基
	水門	1	基
	河川構造物	935	基
	海岸保全施設	64.7	km
(7) 砂防施設	砂防施設	1,331	施設
	地すべり防止施設	85	施設
	急傾斜地崩壊防止施設	1,312	施設
(8) 港湾施設	港湾施設	1,688	施設
	港湾海岸保全施設	90.9	km
(9) 公園施設	公園施設	5,289	施設
(10) 飛行場施設	滑走路	20,000	m ²
	誘導路	540	m ²
	エプロン	8,091	m ²
(11) 農業用施設	農業用基幹水利施設	849.6	km
	農業用ダム	25	基
	地すべり防止施設	9	施設
	排水機場	6	基
	農地海岸保全施設	7	施設
(12) 治山施設	溪間工	7,391	施設
	山腹工	608	施設
	海岸工	99	施設
(13) 林道施設	林道橋	4	橋
(14) 漁港施設	漁港	682	施設
	漁港海岸保全施設	127	施設
(15) 交通信号機	交通信号制御機	2,212	台
	信号柱	8,204	本

大分県が保有する主な公共インフラ施設



橋梁(山移大橋)



トンネル(城山トンネル)



治水ダム(稲葉ダム)



砂防施設(志谷川砂防堰堤)



飛行場施設(県央飛行場)



農業用基幹水利施設[明正(第一幹線)]

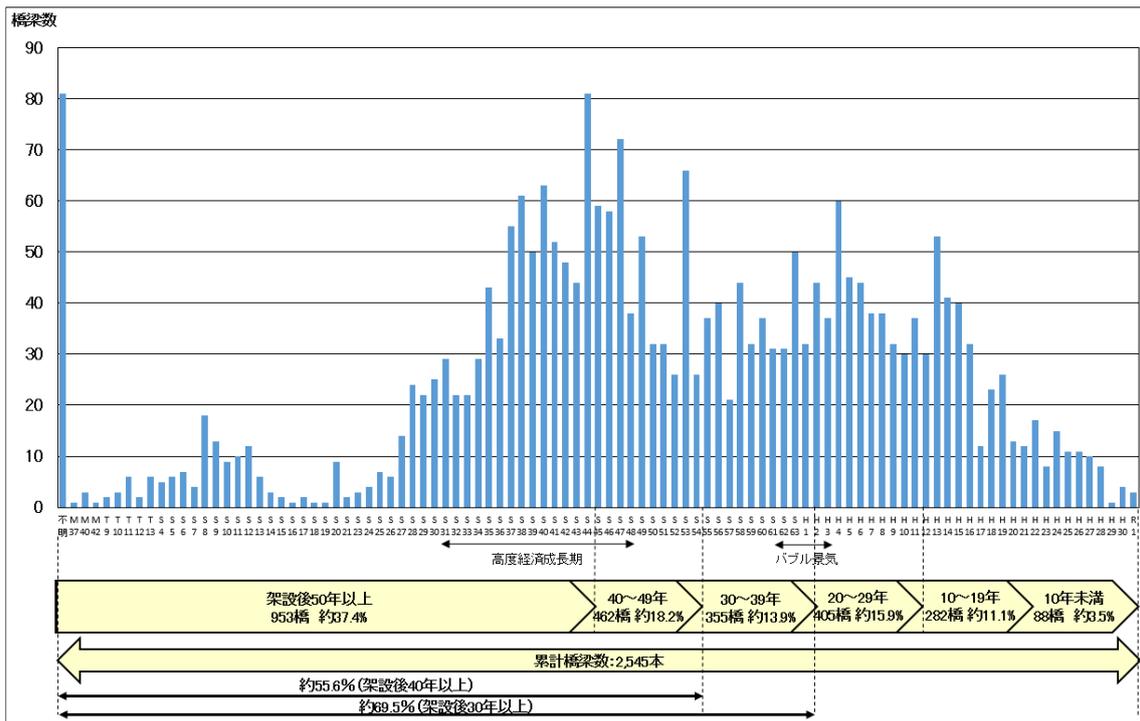


山腹工(東原地区)

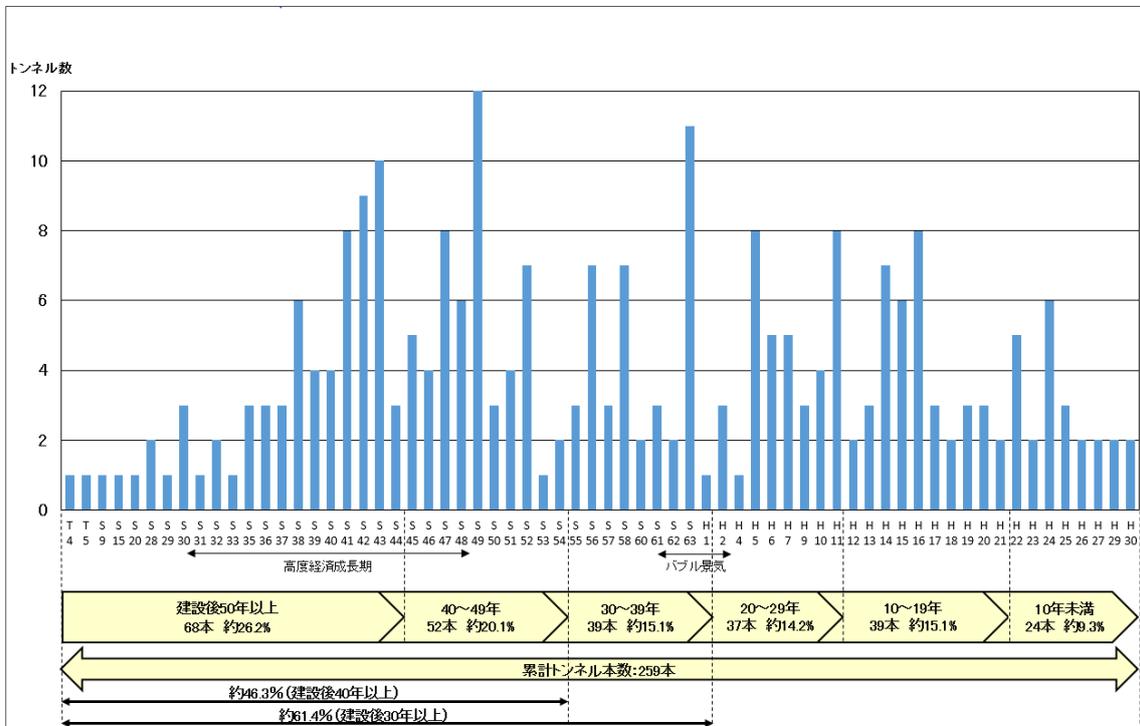


漁港(小祝漁港)

【図4】道路施設（橋梁）の架設年別保有状況（令和元（2019）年度末現在）



【図5】道路施設（トンネル）の建設年別保有状況（令和元（2019）年度末現在）



③ 公営企業施設

ア) 企業局施設

企業局は電気事業や工業用水道事業を通じて地域経済の発展に寄与しており、本県の企業局施設は水力発電所やダム、太陽光発電所などの電気事業関係施設や浄水場や導水路などの工業用水道事業関係施設がある【表3】。

イ) 病院局施設

病院局は、県民の健康保持に必要な医療を提供しており、本県の病院局施設は、病院本館などがある【表3】。

【表3】公営企業施設の保有状況（令和元（2019）年度末現在）

施設類型	施設分類		数量	単位
(16) 企業局施設	電気事業	水力発電所	12	箇所
		ダム	2	
		太陽光発電所	1	
	工業用水道事業	浄水場	2	m
		導水路	7,601	
		送水路	24,553	
配水路		51,962		
(17) 病院局施設	病院本館		42,582	m ²
	精神医療センター		2,993	
	三養院		845	
	エネルギー棟		2,097	
	職員宿舎		4,086	
	附属施設		396	
	保育園		367	

大分県が保有する主な公営企業施設



水力発電所(北川発電所)



ダム(芹川ダム)



浄水場(大津留浄水場)



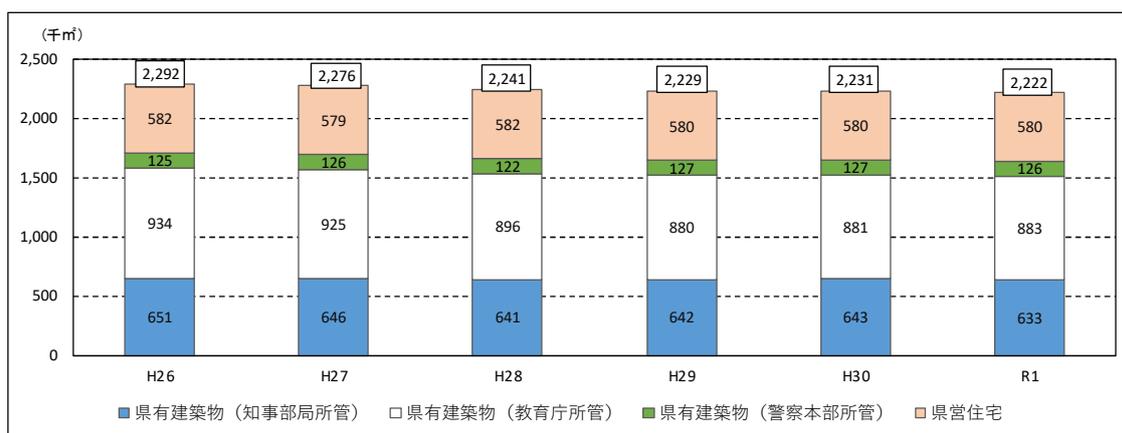
病院(病院本館)

【参考：過去の実績等】

① 県有建築物の延床面積の推移

県有建築物の延床面積は、本指針策定前の平成 26（2014）年度末には約 229 万 2 千㎡保有していたが、施設の利用状況等を総合的に勘案し、必要性が低下している施設については用途廃止を行い、民間への売却等を進めた結果、令和元（2019）年度末では約 222 万 2 千㎡となり、平成 26 年度末と比較すると約 7 万㎡（率にして約 3.1%）減少した【図 6】。

【図 6】 県有建築物の延床面積の推移

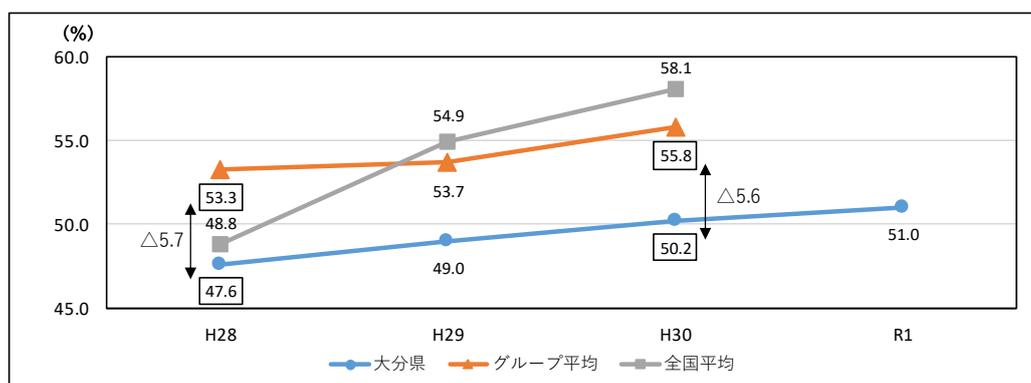


② 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移

公共施設等（公営企業施設除く）の有形固定資産減価償却率については、総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成 28（2016）年度から算出している。本県の有形固定資産減価償却率をみると、平成 28 年度は 47.6%となっており、道府県の財政力指数によって分類されたグループ平均（53.3%）を 5.7 ポイント下回っている。また、平成 30（2018）年度においても、50.2%とグループ平均（55.8%）を 5.6 ポイント下回っており、グループ内で比較すると低い水準が維持されている【図 7】。

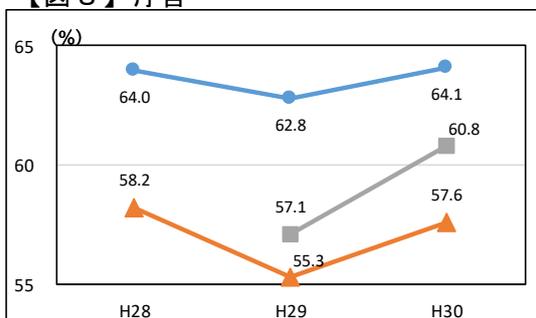
（グループとは財政力指数の高低により 5 つに分類したもので、本県は 0.300 以上 0.400 未満の D グループに属している。）

【図 7】 公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移

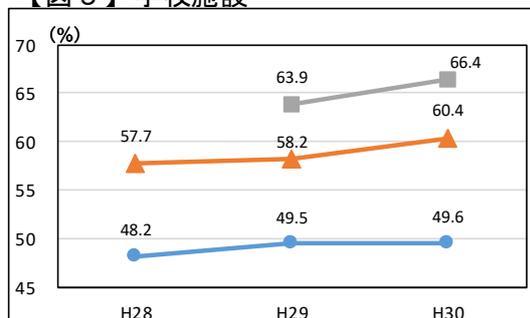


また、総務省が公表している「財政状況資料集」による施設類型ごとの有形固定資産減価償却率は以下のとおりとなっている【図8～図13】。

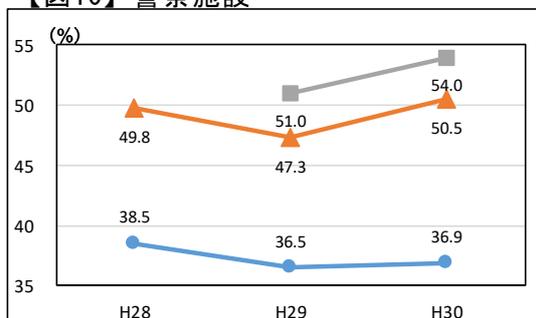
【図8】庁舎



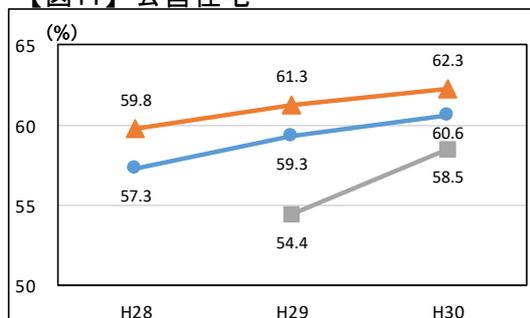
【図9】学校施設



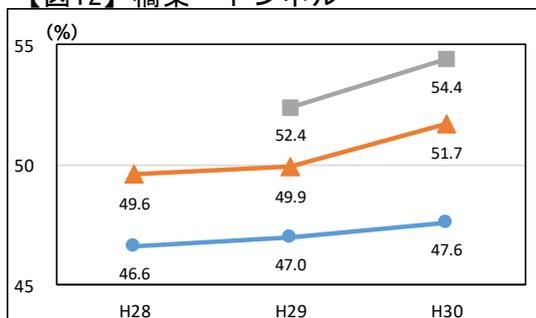
【図10】警察施設



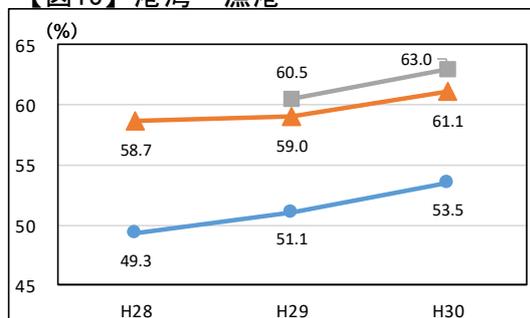
【図11】公営住宅



【図12】橋梁・トンネル



【図13】港湾・漁港



● 大分県 ▲ グループ平均 ■ 全国平均

※注：有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標。しかし、施設の状態を踏まえていないことや長寿命化の取組の成果を精緻に反映したものでないことから、償却率の高低が直ちに公共施設等の建替の必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものでないことに留意が必要。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

(2) 人口の今後の見通し（「大分県人口ビジョン」より）

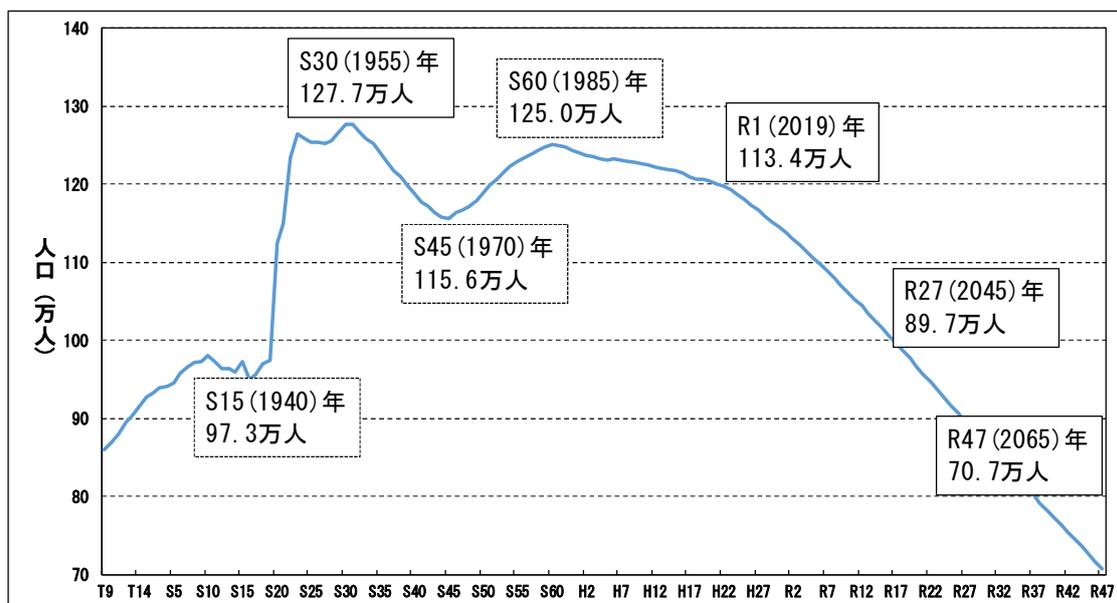
① 総人口の推移

本県の人口は、昭和 30（1955）年に約 128 万人のピークに達した後、高度経済成長期には、大都市圏への労働力流出によって減少した。昭和 45（1970）年からは、大分地区の新産業都市指定による企業誘致の進展等を背景として昭和 60（1985）年までは上昇に転じたものの、その後は緩やかな減少が続いており、令和元（2019）年現在で約 113 万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、今後人口減少は更に加速し、令和 27（2045）年には約 90 万人にまで減少するとされている。

さらに、この社人研の推計をもとに本県独自で令和 47（2065）年までの人口を推計すると、71 万人程度になると見込まれる【図 14】。

【図 14】 総人口の推移



資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和元年6月版）」

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局より提供

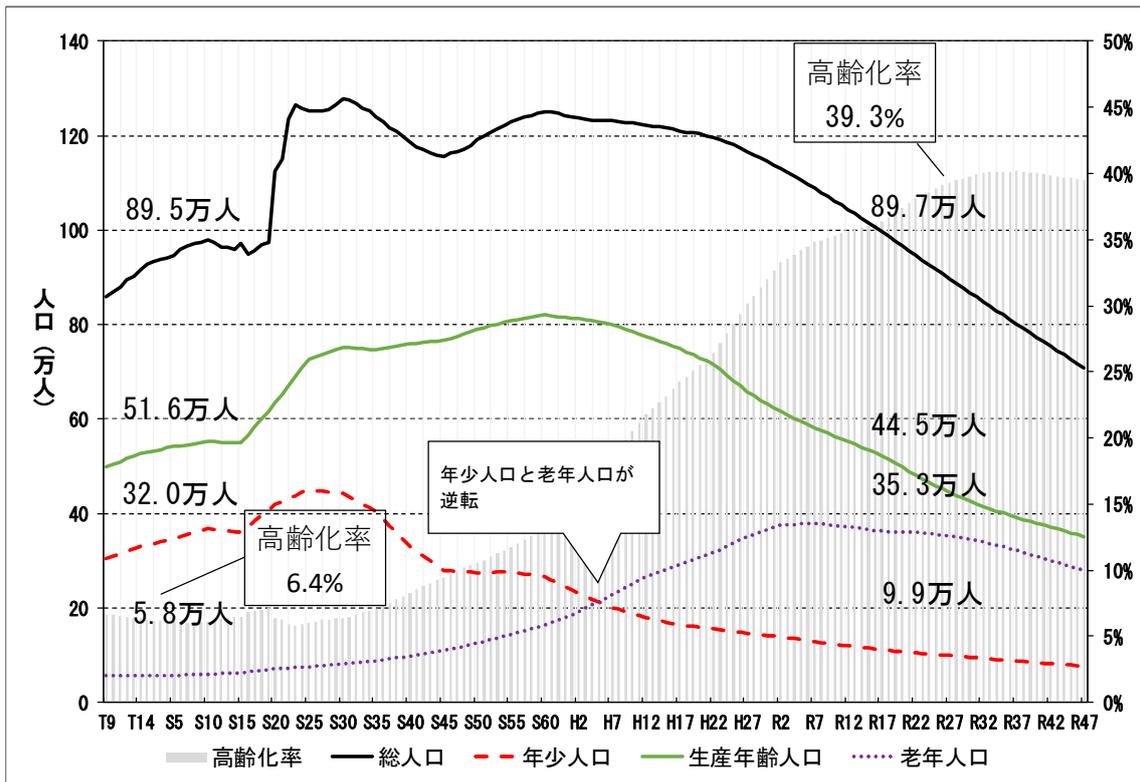
② 年齢3区分別人口の推移

社人研の推計では、令和 27（2045）年の本県の人口は約 90 万人まで減少するとされている。これは大正 12（1923）年の人口約 90 万人とほぼ同程度だが、年齢区分別人口で比較すると、年少人口（15 歳未満）が大正 12 年の約 32 万人に対し、令和 27 年は約 10 万人と大きく減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は大正 12 年の約 6 万人から、令和 27 年は約 35 万人と大幅に増加している。このため高齢化率（人口全体に対する老年人口の割合）も、大正 12 年

が約 6.4%であったのに対し、令和 27 年は約 39.3%と、大きく増加する見込みとなっている。

さらに総人口と同様に本県独自で推計すると、令和 47 (2065) 年の年少人口は約 8 万人、老年人口は約 28 万人、高齢化率は 39.5%になると見込まれる【図 15】。

【図 15】 年齢 3 区分別人口の推移



資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和元年6月版）」

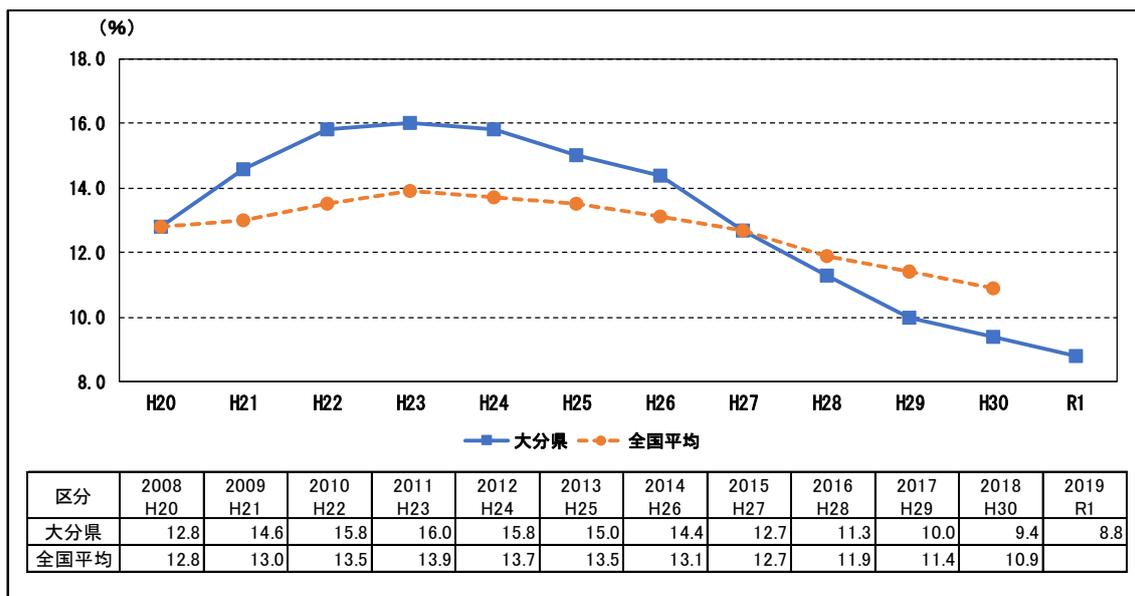
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局より提供

(3) 財政状況（「大分県普通会計決算」より）

① 財政健全化指標

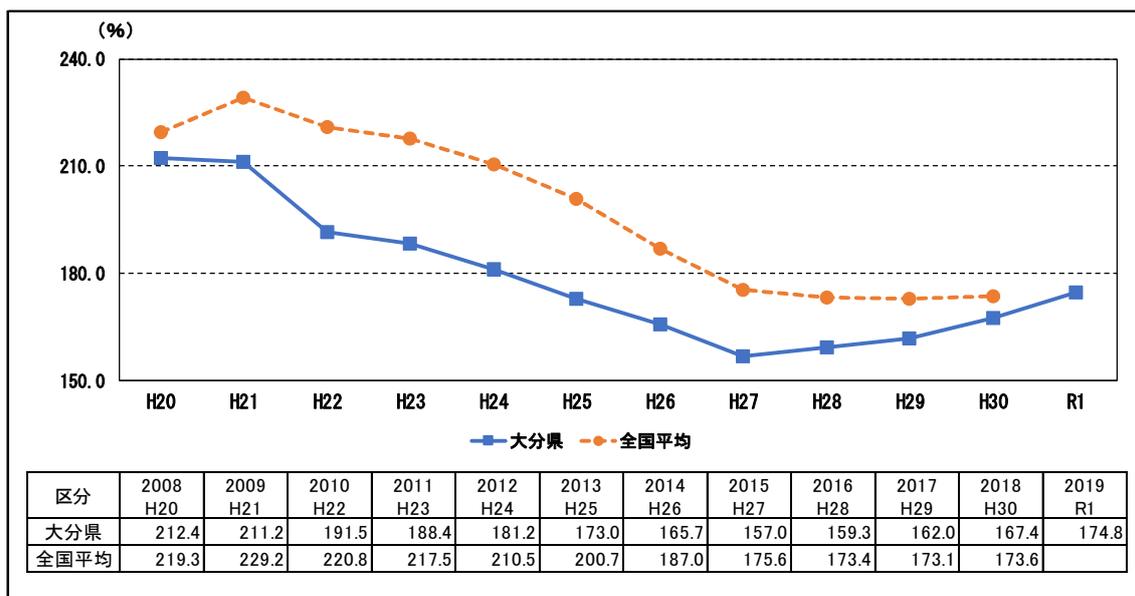
本県では、平成 15（2003）年度に「大分県行財政改革プラン」を策定し、その後も聖域なき行財政改革に取り組んできた結果、実質公債費比率【図 16】や将来負担比率【図 17】などの財政健全化指標の数値は、国の定める基準を下回って推移するとともに、近年は全国平均以下の水準を維持している。

【図 16】 実質公債費比率の推移



国の定める基準 [早期健全化基準：25% 財政再生基準：35%]

【図 17】 将来負担比率の推移

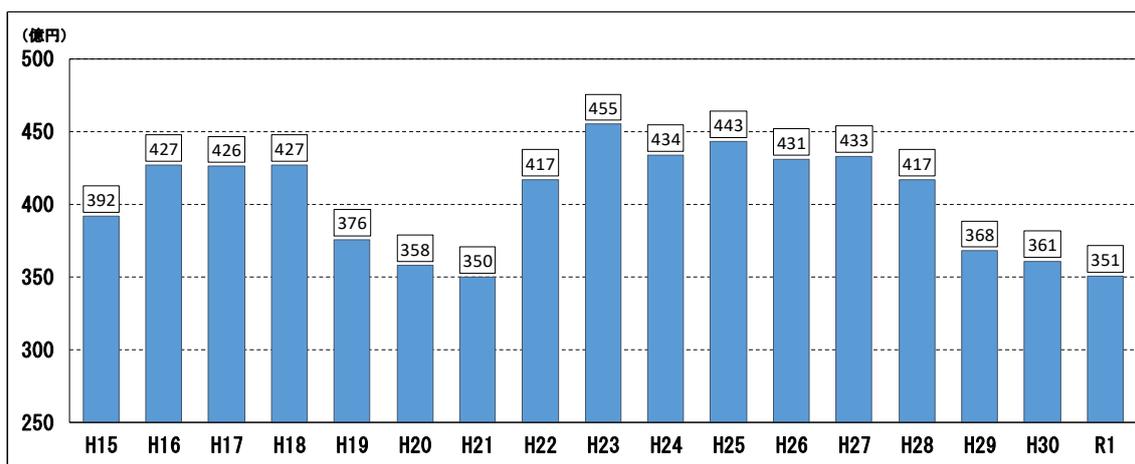


国の定める基準 [早期健全化基準：400% 財政再生基準：なし]

② 基金・県債の状況

県の貯金である財政調整用基金残高については、安定した財政運営を維持するために必要となる標準財政規模の10%を上回って確保しており、今後もこれまで培ってきた「常に行革」の精神のもと、引き続き不断の行革の取組を徹底することで、標準財政規模の10%に相当する330億円の財政調整用基金を確保する【図18】。

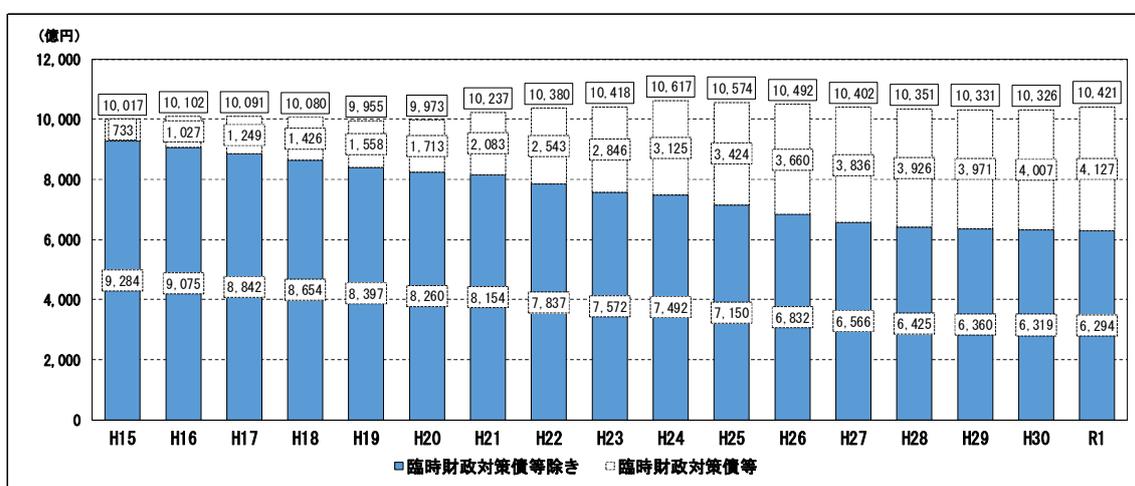
【図18】 財政調整用基金残高の推移



県の借金である県債残高は、平成25(2013)年度から平成30(2018)年度まで6年連続で減少しており、臨時財政対策債等を除いた残高についても平成14(2002)年度以降、18年連続で減少するなど、財政の健全化を図っている。

今後も臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」について、本県と財政規模が同程度の他県の状況も参考としながら、適正管理の目安となる標準財政規模の2倍程度に当たる6,500億円以下の水準を維持する【図19】。

【図19】 県債残高（一般会計）の推移



(4) 維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後、公共施設等の維持管理・更新等におおむねどれくらいの経費が必要となるか、建設年度や耐用年数などを基準として機械的に試算する。

なお、試算に当たっては、個々の施設の老朽化度合いや今後の物価変動などは見込んでおらず、実際の使用状況や損耗状況、仕様等により実際の経費とは異なる可能性がある。

① 公共施設等の経費の見込み

令和元(2019)年度末現在の公共施設等を全て保有し続け、長寿命化対策(予防保全型維持管理：維持管理・修繕、改修、更新等)を行った場合と耐用年数経過時に単純更新(事後保全型維持管理)を行った場合について、令和2(2020)年度から10年間と30年間の経費見込みをそれぞれ試算するとともに、長寿命化対策等の効果額を算出する。

ア) 今後10年間の経費の見込み

長寿命化対策を行った場合の総額(ア)は約2,988億円(年平均約299億円)であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額(イ)は約3,863億円(年平均約386億円)となり、長寿命化対策を行った場合の効果額(ウ)は、総額で約875億円、年間約88億円が見込まれる【表4】。

【表4】維持管理・更新等に係る経費の見込み(10年間)

(単位：百万円)

区 分	維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化対策合計④ (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 ⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している予算額 (過去3年平均)		
普通会計	建築物(a)	4,420	88,557	0	92,977		125,533	▲32,556	7,307	
	インフラ施設(b)	111,844	22,434	30,913	165,191		227,160	▲61,969	14,458	
	計(a+b)	116,264	110,991	30,913	258,168	※欄外記載	352,693	▲94,525	21,765	
公営事業会計	建築物(c)	228	343	7,186	7,757			0	7,757	1,090
	インフラ施設(d)	9,140	23,738	0	32,878			33,615	▲737	2,249
	計(c+d)	9,368	24,081	7,186	40,635		33,615	7,020	3,339	
建築物計(a+c)	4,648	88,900	7,186	100,734		125,533	▲24,799	8,397		
インフラ施設計(b+d)	120,984	46,172	30,913	198,069		260,775	▲62,706	16,707		
合計(a+b+c+d)	125,632	135,072	38,099	298,803 (ア)		386,308 (イ)	▲87,505 (ウ)	25,104 (エ)		
(年平均)	12,563	13,507	3,810	29,880		38,631	▲8,751	-		

※財源については、国の補助事業や交付税措置のある地方債を積極的に活用するとともに、必要に応じて大分県県有施設整備等基金などの活用を検討する。

イ) 今後30年間の経費の見込み

長寿命化対策を行った場合の総額(ア)は約8,883億円(年平均約296億円)であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額(イ)は約1兆3,965億円(年平均約465億円)となり、長寿命化対策を行った場合の効果額(ウ)は、総額で5,082億円、年間約169億円が見込まれる。

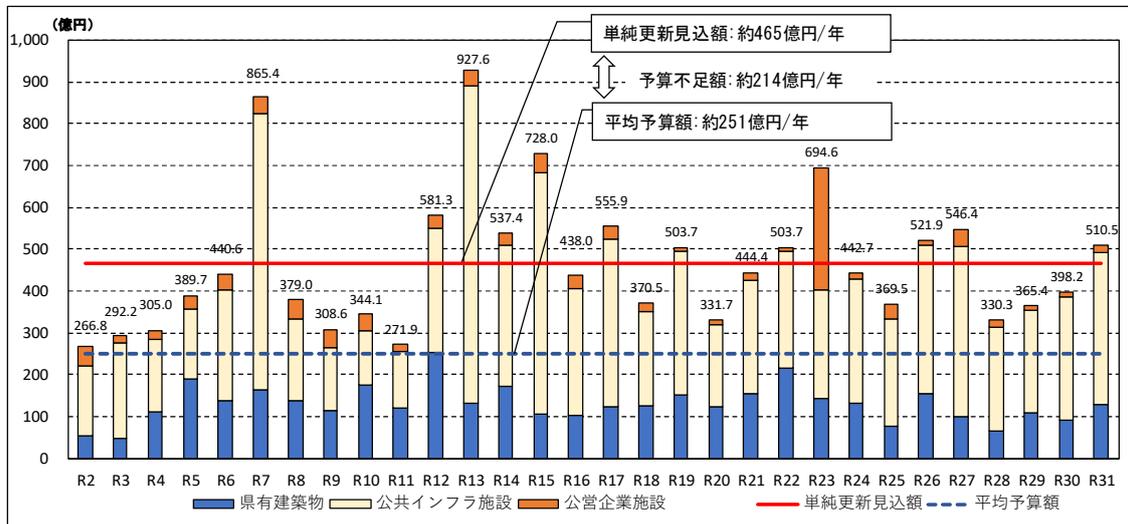
しかし、現在要している予算額(エ)は年間約251億円であり、仮に今後この予算額を維持できたとしても、年間約45億円不足することから、更なる総量の縮小や管理水準の見直し、新技術の導入などによる経費の削減が必要となる【表5、図20、図21】。

【表5】維持管理・更新等に係る経費の見込み（30年間）

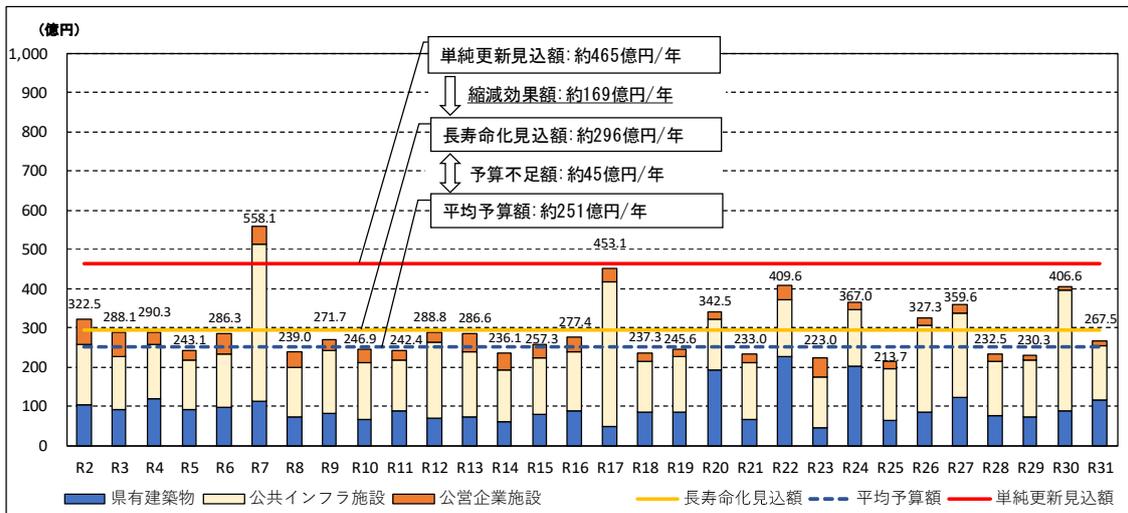
(単位：百万円)

区 分		維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化 対策合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合 ⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる予算額 (過去3年平均)
普通会計	建築物 (a)	13,260	223,085	52,523	288,868	392,282	▲ 103,414	7,307
	インフラ施設 (b)	309,263	68,250	129,921	507,434	897,653	▲ 390,219	14,458
	計 (a+b)	322,523	291,335	182,444	796,302	1,289,935	▲ 493,633	21,765
公営事業会計	建築物 (c)	628	943	18,910	20,481	26,382	▲ 5,901	1,090
	インフラ施設 (d)	25,178	46,332	0	71,510	80,159	▲ 8,649	2,249
	計 (c+d)	25,806	47,275	18,910	91,991	106,541	▲ 14,550	3,339
建築物計 (a+c)		13,888	224,028	71,433	309,349	418,664	▲ 109,315	8,397
インフラ施設計 (b+d)		334,441	114,582	129,921	578,944	977,812	▲ 398,868	16,707
合計 (a+b+c+d)		348,329	338,610	201,354	888,293 (ア)	1,396,476 (イ)	▲ 508,183 (ウ)	25,104 (エ)
(年平均)		11,611	11,287	6,712	29,610	46,549	▲ 16,939	—

【図20】公共施設等の経費の見込み（単純更新：事後保全型維持管理）



【図21】公共施設等の経費の見込み（長寿命化対策：予防保全型維持管理）



② 県有建築物の経費の見込み

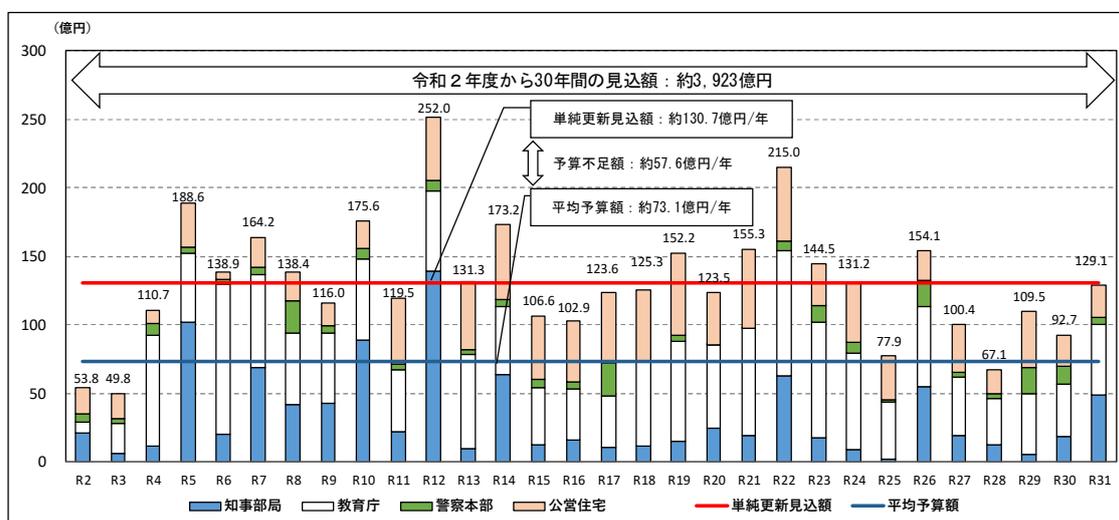
公共施設等のうち、県有建築物について単純更新を行った場合と長寿命化対策を行った場合について、以下の条件のもと試算する。

ア) 単純更新（事後保全型維持管理）

令和元（2019）年度末現在の県有建築物を全て保有し続け、大規模改修の時期を30年目、更新時期を60年目とし、令和2（2020）年度から30年間の経費を試算すると、総額で約3,923億円（年平均約130.7億円）が必要となる。

一方、これまでの県有建築物に係る改修・更新経費の予算額は、過去3年間の平均で約73.1億円であり、仮にこの予算額を今後も維持できると仮定しても、年間約57.6億円が不足する【図22】。

【図22】 県有建築物の経費見込み（単純更新：事後保全型維持管理）



イ) 長寿命化対策（予防保全型維持管理）

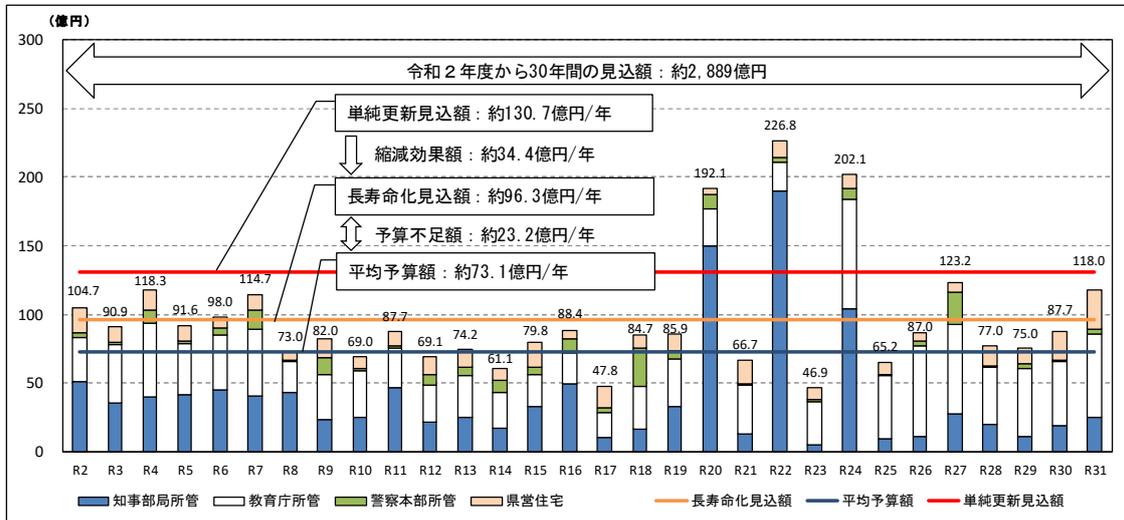
「3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、長寿命化する施設を県民利用施設などに重点化した上で、令和元（2019）年度末現在の施設を全て保有し続け、長寿命化対策（予防保全型維持管理：改修：20年目、40年目、60年目、更新時期：80年目）を実施した場合の経費は、令和2（2020）年度から30年間の総額で約2,889億円（年平均約96.3億円）と見込まれる【図23】。

単純更新した場合と比較して、総額で約1,034億円、年間約34.4億円の経費が縮減できる見込みである。

一方、過去3年間の平均予算額（約73.1億円）と比較すると、年間約23.2億円不足すると見込まれることから、総量の縮小や管理水準の見直しを図るとともに、国の補助事業の活用や交付税措置のある有利な地方債を活用するなど財源の確保に努める。また、必要に応じて大分県県有施設整備等基金、大分県立文化・スポーツ施設等整備基金なども有効に活用する。

なお、予防保全型維持管理の導入により施設の使用期間が延伸されるため、施設の長期的なトータルコストは縮減されることになる。

【図 23】 県有建築物の経費の見込み（長寿命化対策：予防保全型維持管理）



《参 考：本指針策定年度（平成 27(2015)年度）を基準とした場合》

【表 6】 10 年間の経費の見込み

(単位：百万円)

区 分	維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化 対策合計④ (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過 時に単純更新 した場合 ⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる予算額 (過去3年平均)
普通会計	建築物 (a)	4,711	81,768	0	86,479	85,302	1,177	7,307
	インフラ施設 (b)	89,400	23,202	22,524	135,126	190,045	▲ 54,919	14,458
	計 (a+b)	94,111	104,970	22,524	221,605	275,347	▲ 53,742	21,765
公営事業会計	建築物 (c)	305	463	12,586	13,354	0	13,354	1,090
	インフラ施設 (d)	7,663	23,529	0	31,192	35,553	▲ 4,361	2,249
	計 (c+d)	7,968	23,992	12,586	44,546	35,553	8,993	3,339
建築物計 (a+c)	5,016	82,231	12,586	99,833	85,302	14,531	8,397	
インフラ施設計 (b+d)	97,063	46,731	22,524	166,318	225,598	▲ 59,280	16,707	
合計 (a+b+c+d)	102,079	128,962	35,110	266,151 (ア)		310,900 (イ)	▲ 44,749 (ウ)	25,104 (エ)

※財源については、国の補助事業や交付税措置のある地方債を積極的に活用するとともに、必要に応じて大分県県有施設整備等基金などの活用を検討する。

【表 7】 30 年間の経費の見込み

(単位：百万円)

区 分	維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化 対策合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合 ⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる予算額 (過去3年平均)
普通会計	建築物 (a)	13,551	238,702	24,658	276,911	373,538	▲ 96,627
	インフラ施設 (b)	305,212	68,774	105,136	479,122	832,184	▲ 353,062
	計 (a+b)	318,763	307,476	129,794	756,033	1,205,722	▲ 449,689
公営事業会計	建築物 (c)	705	1,063	23,913	25,681	26,382	▲ 701
	インフラ施設 (d)	24,928	55,131	0	80,059	90,784	▲ 10,725
	計 (c+d)	25,633	56,194	23,913	105,740	117,166	▲ 11,426
建築物計 (a+c)	14,256	239,765	48,571	302,592	399,920	▲ 97,328	
インフラ施設計 (b+d)	330,140	123,905	105,136	559,181	922,968	▲ 363,787	
合計 (a+b+c+d)	344,396	363,670	153,707	861,773 (ア)	1,322,888 (イ)	▲ 461,115 (ウ)	25,104 (エ)

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

基本的な方針では、本指針の体系の大分類ごとに共通する内容について記載するものとし、詳細な内容は、「4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」において施設類型ごとに記載する。なお、公営企業施設については、県有建築物及び公共インフラ施設の基本方針を参考に、各公営企業が策定する個別施設計画の中で、計画的な施設管理を実施する。

(1) 計画期間

本指針は、県が保有する公共施設等の管理について、平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 10 年間を見通して、基本的な考え方を示すものである。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 全庁的な取組体制

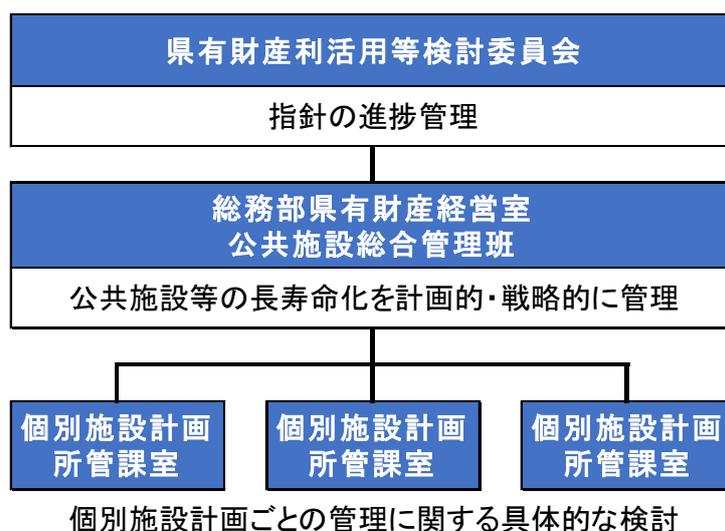
基本的な方針に基づく取組を全庁的な認識のもと推進するため、「県有財産利活用等検討委員会」において本指針の進捗管理を行う【図 24】。

また、本指針及び個別施設計画に基づき公共施設等の長寿命化を計画的・戦略的に推進し、全庁横断的に進捗管理等を行うため、総務部県有財産経営室に「公共施設総合管理班」を設置する【図 25】。

【図 24】 県有財産利活用等検討委員会

設置目的：県有財産の有効な利活用		
所掌事項：未利用地等の有効活用及び売却処分		
職員宿舎及び職員住宅の有効活用		
大分県公共施設等総合管理指針の進捗管理		
その他県有財産の有効活用を図るための全庁的な調整		
＜組織＞		
委員長	総務部審議監	
副委員長	総務部	県有財産経営室長
委員	総務部	行政企画課長
委員	企画振興部	政策企画課長
委員	福祉保健部	福祉保健企画課長
委員	生活環境部	生活環境企画課長
委員	商工観光労働部	商工観光労働企画課長
委員	農林水産部	農林水産企画課長
委員	土木建築部	土木建築企画課長
委員	会計管理局	会計課長
委員	教育庁	教育財務課長
委員	警察本部	警務部施設装備課長
委員	企業局	総務課長
委員	病院局	総務経営課長

【図 25】 全庁的な取組体制



② 情報管理・共有方策

(県有建築物)

- ・本指針及び個別施設計画に基づき公共施設等の保全管理を総合的かつ計画的に行うため、施設の保全管理に関するマネジメントを一元的に推進する体制を構築する。
- ・知事部局所管県有建築物(庁舎等)の個別施設計画の進捗管理については、総務部県有財産経営室が行うこととし、教育庁所管県有建築物(学校施設等)、警察本部所管県有建築物(警察署等)及び県営住宅については、それぞれ教育庁教育財務課、警察本部施設装備課、土木建築部公営住宅室において、各個別施設計画に基づく取組の進捗管理を行う。
- ・上記の個別施設計画所管課室は、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

(公共インフラ施設)

- ・各施設の所管課室は、点検・診断結果や補修工事の時期、工事内容などの施設情報を収集・蓄積するなど管理の一元化に取り組み、次回の点検や補修等へ活用する。
- ・各個別施設計画に基づく取組の進捗管理は、各個別施設計画所管課室において実施する。
- ・このほか、国や市町村など他の施設管理者との情報共有及び課題解決のため連携を図り、効率的な長寿命化対策を進める。

(3) 現状や課題に関する基本認識

「2. 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、本県の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるに当たり、以下のような課題に対応する必

要がある。

① 公共施設等の老朽化への対応

本県の公共施設等の多くは、高度経済成長期やバブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応し集中的に整備されており、時間の経過とともに更に老朽化が進行する。今後、一斉に改修や更新の時期を迎えることから、その対策に要する経費が増大していくことが見込まれる。

このため、今後の公共施設等の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的な管理について、基本的な考え方を定め取り組んでいく必要がある。

② 人口減少等社会情勢の変化への対応

これまで、公共施設等のうち県有建築物については、人口増加や県民ニーズの拡大に合わせ整備されてきたが、今後は人口減少や人口構造の変化に伴い利用需要等も変化していくことが予想されることから、これらを踏まえた施設の在り方（用途の変更等）について検討する必要がある。

一方、公共インフラ施設については、人口減少社会にあっても、県民生活や経済活動の基盤であることから、本来の機能を確実に発揮することが重要である。

③ 今後の財政状況への対応

人口減少や少子高齢化などにより、税収の減少や社会保障関係費等の増大が見込まれるなど、今後も引き続き厳しい財政運営が予想されることから、いかに計画的、効率的に対応していくかが重要である。

このため、引き続き使用する施設については、計画的な予防保全型維持管理による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る必要がある。

また、新たな公共施設等の整備に当たっては、まず既存施設（国・市町村施設等を含む）の有効活用を検討することとし、新たに整備を行う場合は、必要な機能や面積などを精査し、過大な施設とならないように留意するとともに、PPP/PFIなど民間活力の導入を検討する。

（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

（県有建築物）

- ・点検・診断等により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し、適切な措置を執ることが可能となり、早期劣化や老朽化の防止につなげる。
- ・建築物や設備機器を良好な状態で維持管理することで、長寿命化を図り

つつ、施設利用者の安全確保、安定した県民サービスを確保する。

(公共インフラ施設)

- ・公共インフラ施設は、経済や暮らしを支えるとともに防災面においても県民生活に必要不可欠な施設であることから、安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが重要である。
- ・このため、公共インフラ施設ごとの特性を踏まえた点検・診断等を計画的に実施し、施設の劣化・損傷の度合いや原因を把握する。

② 維持管理・更新等の実施方針

(県有建築物)

- ・保有する施設を予防保全型維持管理施設と事後保全型維持管理施設に分類し、その分類ごとに設定した保全の実施基準に基づき、必要な機能や性能を維持する機能回復などの工事を適宜実施する。
- ・工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・工事の実施が適当と判断した場合は、まず建築物の骨組みの状況を確認し現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。
- ・新設・更新については、真に必要な施設のみ行うこととし、PPP/PFIなど民間活力の導入を検討する。

(公共インフラ施設)

- ・点検・診断等の結果に基づき、劣化・損傷の度合いのランク付けを行い、補修・補強対策の優先順位付けを行う。
- ・対策の優先順位付けに基づき、健全度が低下する前の適切な時期に予防保全工事を実施し、施設の長寿命化を図る。
- ・新設・更新時には、維持管理が容易な構造の採用や維持管理費の低減につながる新技術の導入を検討する。

③ 安全確保の実施方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・巡視や点検等において、施設に損傷、異常等が発見された場合は、必要に応じて施設への立入制限及び現場の応急的な措置を講じるとともに、速やかに修繕・改修を検討する。

④ 耐震化の実施方針

(県有建築物)

- ・耐震化については、県民利用施設や県立学校施設などの躯体部分は完了しており、今後は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、大規模空間を有する施設のつり天井の落下防止対策に取り組む。

(公共インフラ施設)

- ・南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるため、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮したうえで、施設の耐震化を実施する。

⑤ 長寿命化の実施方針

(県有建築物)

- ・施設の更新時には一時期に多額の経費が必要となることから、適切な維持管理により長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
- ・このため、施設の点検を着実に実施するとともに、使用頻度の高い中核的施設については、施設の損傷が顕在化する前に計画的な保全を行う予防保全型維持管理に取り組む。
- ・用途や使用頻度などから、予防保全型維持管理による長寿命化が適さない施設については、不具合や損傷などに対応した事後保全型維持管理を実施する。

(公共インフラ施設)

- ・点検・診断等の結果を基に、各施設の重要度や緊急性を踏まえ、適切な時期に保全を行う予防保全型維持管理に取り組み、施設の長寿命化を図る。
- ・予防保全型維持管理に適さない施設については、社会的な影響を考慮した上で、事後保全型維持管理を実施する。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・環境への配慮や災害及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した性能の確保に加えて、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦ 脱炭素化の推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑧ 統合や廃止の推進方針

(県有建築物)

- ・人口減少などの社会情勢の変化や施設の利用状況等を総合的に勘案した上で必要性が低下している場合は、用途廃止や集約化を行い、施設総量を縮小する。
- ・用途廃止や集約化により不要となった施設については、用途変更の可能性を検討する。

- ・その上で利活用が見込まれない施設については、市町村への譲渡や民間への売却により処分する。

(公共インフラ施設)

- ・社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案するとともに、費用対効果や周辺環境へ与える影響などを精査した上で施設の必要性を判断し、更新が不要と判断される場合は廃止する。
- ・農道や林道などは工事完成後、市町村等へ引き渡すとともに、県道等の整備に伴い生じた旧道敷等の処理を速やかに進める。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

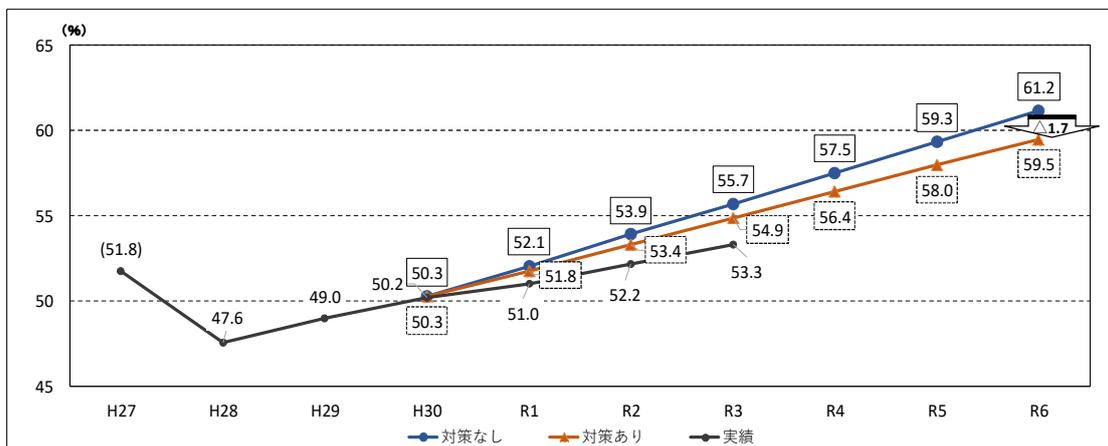
- ・国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

⑩ 公共施設等の数量に関する目標

公共施設等の数量に関する目標の設定に当たっては、公共施設マネジメントの基礎データとして活用が有効とされる地方公会計（固定資産台帳から得られる有形固定資産減価償却率）の情報を活用し、目標を設定する。

なお、令和2年3月に策定した大分県行財政改革推進計画で設定したKPIと整合を図ることとし、計画期間である令和6（2024）年度までの有形固定資産減価償却率を見込む【図26】。

【図26】有形固定資産減価償却率の推移



区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実績	51.8	47.6	49.0	50.2	51.0	52.2	53.3			
対策なし				50.3	52.1	53.9	55.7	57.5	59.3	61.2
対策あり				50.3	51.8	53.4	54.9	56.4	58.0	59.5

※H30までの実績は全ての償却資産を対象とし、H27は総務省方式改訂モデルにより算出、H28からH30は統一的な基準により算出

※H30以降の推計は本指針の対象とならない物品・船舶等の償却資産を除いて試算

本県の公共施設等の有形固定資産減価償却率は、統一的な基準により財務

諸表（固定資産台帳）を作成した平成 28（2016）年度には 47.6%となっており、このまま令和元（2019）年度末現在の公共施設等を保有し、何も対策を取らなかった場合、令和 6（2024）年度には 61.2%になることが見込まれる。

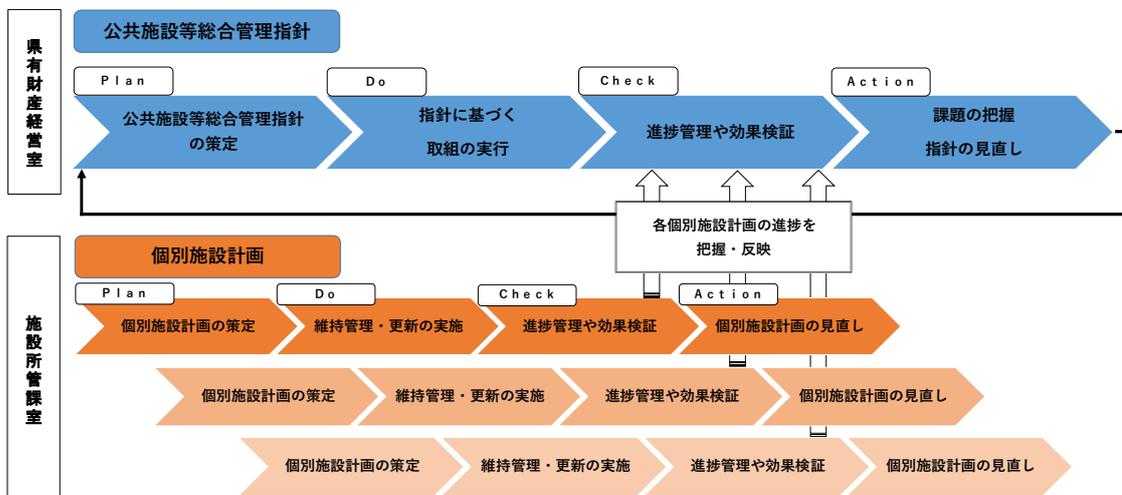
今後、有形固定資産減価償却率の上昇を抑制するため、「3.（4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に従い、適切な取組や対策をすることにより、有形固定資産減価償却率を 1.7 ポイント程度改善することが見込まれることから、計画期間最終年である令和 6 年度の有形固定資産減価償却率を 59.5%以下とすることを目標として定める。

（5）PDCAサイクルの推進方針

具体的な取組を通じ、施設の点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検等を適切に実施し、必要な対策を行うとともに、修繕実施計画に基づき実施した予防保全型維持管理による結果等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというPDCAサイクルの構築を推進していく。

なお、進捗管理や効果の検証に当たっては、各個別施設計画の進捗状況等を把握し、これらを踏まえた本指針の改訂をおおむね5年ごとに行う【図 27】。

【図 27】PDCAサイクルの推進と本指針の見直し



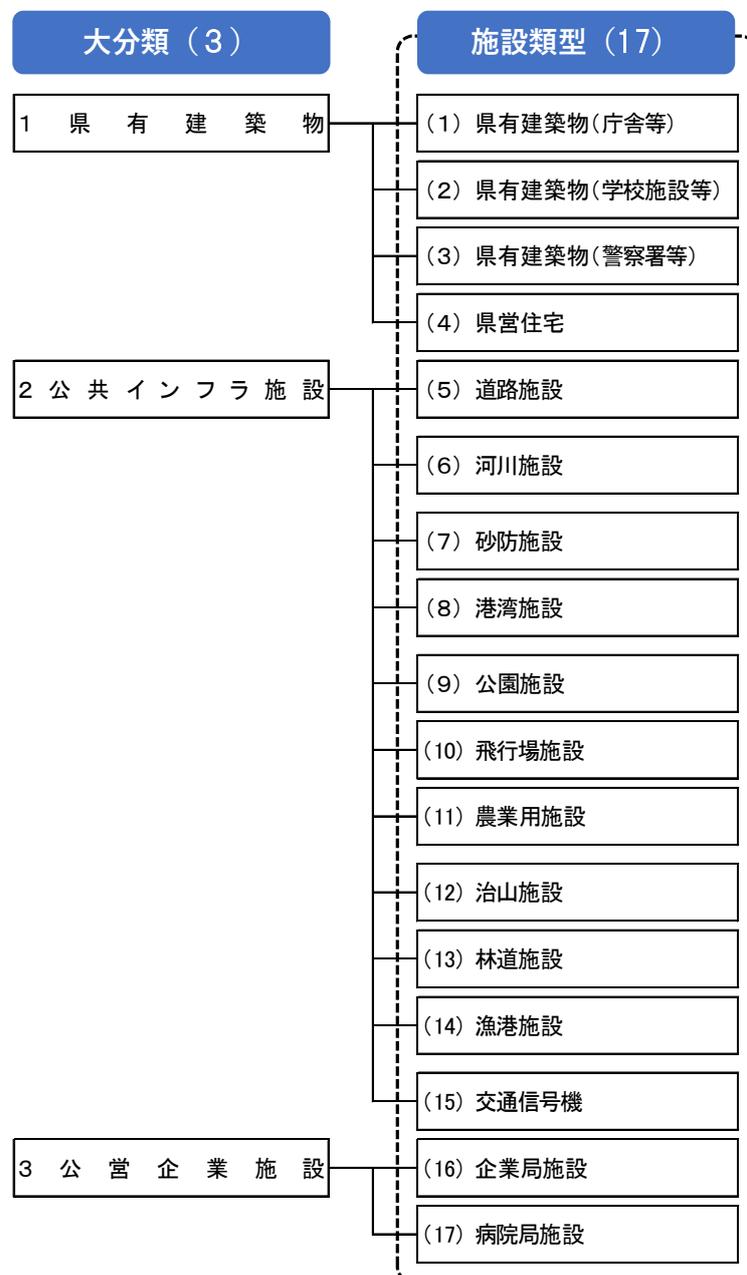
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 現状や課題に関する基本認識・公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の施設類型については多岐にわたっており、それぞれの類型に応じた特性により、管理の考え方や手法は異なることから、「3.(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定める【図 28】。

なお、この施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、施設類型の行動計画として位置づけるものである。

【図 28】 大分県公共施設等総合管理指針の体系（抜粋）



施設類型：	県有建築物（庁舎等）
-------	------------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県庁舎本館などの庁舎等、保健所などの福祉・保健・衛生施設、産業科学技術センターなどの産業系施設、高等技術専門校などの教育施設、総合文化センターなどの芸術・文化施設、大分スポーツ公園総合競技場などのスポーツ・レクリエーション施設など多種多様な建築物が建設されており、令和元(2019)年度末現在において、1,226棟、約63万2,200㎡となっている【表1】。

【表1】 県有建築物（庁舎等）の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(千㎡)	
				構成比
庁舎等	県庁舎本館など	134	141.8	22.4%
福祉・保健・衛生施設	中部保健所など	101	43.2	6.8%
産業系施設	産業科学技術センターなど	430	99.4	15.7%
教育施設	大分高等技術専門校など	158	64.1	10.1%
芸術・文化施設	県立美術館など	6	87.2	13.8%
スポーツ・レクリエーション施設	大分スポーツ公園総合競技場など	177	136.4	21.6%
職員住宅	国東単身者住宅など	140	46.5	7.4%
その他の施設	防災航空隊待機所など	80	13.6	2.2%
計		1,226	632.2	100.0%



庁舎等（県庁舎本館）



芸術・文化施設（県立美術館）

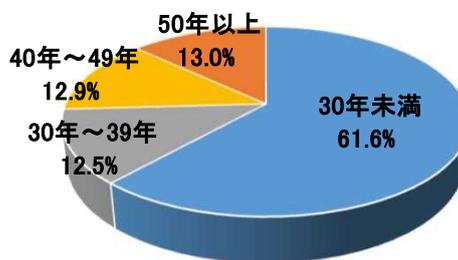
② 現状・課題

令和元(2019)年度末現在において、既に築50年以上経過した建築物が延床面積比で全体の13.0%、築30年以上は38.4%と施設の老朽化はそれほど進んでいない状況にある【表2】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過した施設が延床面積比で全体の42.2%を占めることが予測されている【表3】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

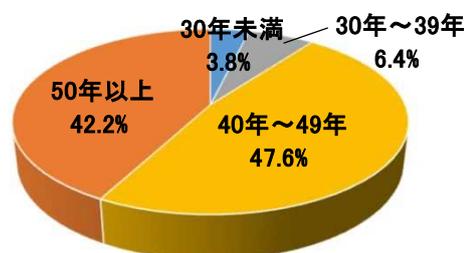
【表2】 県有建築物（庁舎等）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	493	389.8	61.6%
30年～39年	279	79.0	12.5%
40年～49年	249	81.3	12.9%
50年以上	205	82.1	13.0%
30年以上			38.4%
40年以上			25.9%



【表3】 県有建築物（庁舎等）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	46	24.1	3.8%
30年～39年	113	40.8	6.4%
40年～49年	291	300.8	47.6%
50年以上	776	266.5	42.2%
30年以上			96.2%
40年以上			89.8%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法に基づく点検を適切に実施するとともに、主要な建築物については県のマニュアルに基づく保全調査を実施する。
- ・ 施設管理者は、財産管理の責任者として、施設の建築年月日、構造、規模及び改修履歴等の情報を整理し、維持管理業務を通じ日常的に建物の性能状況を把握する。
- ・ 指定管理施設にあつては、劣化状況の把握等について、指定管理者からの報告聴取のみとせず、指定管理者と協力し自ら建築物の性能状況の把握に努める。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 日常的に県民が利用する施設や使用頻度の高い庁舎などの主要な施設については、予防保全型維持管理施設とする。
- ・ 工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・ 工事の実施が適当と判断した場合は、まず建築物の骨組みの状況を確認し、現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果、外壁のひび割れなどの、緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、施設管理者等は県有財産経営室に報告後、速やかに対策を講じる。
- ・ 県有財産経営室は、点検・診断等の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 大規模空間（天井高が6 mを超え、水平投影面積が200㎡を超える部分）を有する施設のつり天井の耐震化工事を実施する。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著化する前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考えを取り入れ、これまでおおむね60年程度であった県有建築物の使用期間を20年程度延伸させ、長寿命化を図る。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 環境への配慮や災害及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した性能の確保に加えて、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・ 社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性などを踏まえ、県有建築物としての必要性が薄れている施設の用途廃止や集約化を図る。
- ・ 市町村や民間において有効活用が見込まれる施設の移管等を行い、施設総量の縮小を図る。

⑨ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 総務部県有財産経営室が県有建築物（庁舎等）の保全管理を統合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型： 県有建築物（学校施設等）

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

教育庁が所管する学校施設、県立図書館などの社会教育系施設、埋蔵文化財センターや武道スポーツセンターなどの文化・体育施設、教職員住宅が対象であり、令和元(2019)年度末現在において、1,664棟、約88万3,300㎡となっている【表1】。

【表1】 県有建築物（学校施設等）の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(千㎡)	
				構成比
学校施設	県立高田高等学校など	1,459	762.8	86.4%
社会教育系施設	県立図書館など	70	53.5	6.0%
文化・体育施設	武道スポーツセンターなど	23	42.3	4.8%
教職員住宅	城南教職員住宅など	112	24.7	2.8%
計		1,664	883.3	100.0%



学校施設（爽風館高等学校）



文化・体育施設（武道スポーツセンター）

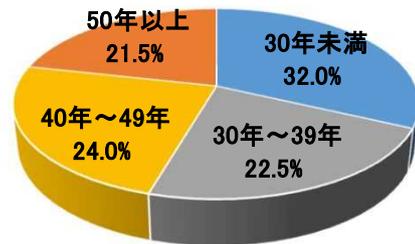
② 現状・課題

令和元(2019)年度末現在において、既に築50年以上経過した建築物が延床面積比で全体の21.5%、築30年以上が68.0%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2】。

令和22(2040)年度末では、築50年以上経過した施設が延床面積比で全体の69.0%を占めることが予測されている【表3】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

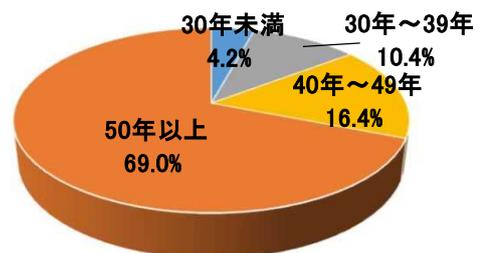
【表2】 県有建築物（学校施設等）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	568	282.8	32.0%
30年～39年	483	198.8	22.5%
40年～49年	341	212.1	24.0%
50年以上	272	189.6	21.5%
30年以上			68.0%
40年以上			45.5%



【表3】 県有建築物（学校施設等）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	70	37.2	4.2%
30年～39年	137	91.9	10.4%
40年～49年	324	144.8	16.4%
50年以上	1,133	609.4	69.0%
30年以上			95.8%
40年以上			85.4%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・点検・診断等により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し適切な措置を執ることが可能となり、早期劣化や老朽化の防止につなげる。
- ・また、建築物や設備機器を良好な状態で維持管理することで、長寿命化を図りつつ、児童生徒や公共施設利用者の安全確保、安定した県民サービスを確保する。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・対象施設を予防保全型維持管理施設と事後保全型維持管理施設に分類し、その分類ごとに設定した実施基準に基づき、必要な機能や性能を維持する機能回復などの工事を適宜実施する。
- ・工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・工事の実施が適当と判断した場合は、まず建築物の骨組みの状況を確認し、現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。

③ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等の結果、外壁のひび割れなどの緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、施設管理者等は教育財務課に報告後、速やかに対策を講じる。
- ・教育財務課は、点検・調査の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

④ 耐震化の実施方針

- ・各施設に必要な耐震要求性能を満たしている。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・学校施設以外の施設については、これまで施設の損傷が顕著となった段階で損傷箇所の処置を施す事後保全型維持管理を実施してきたが、今後は事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著となる前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、これまでおおむね60年程度であった使用期間を20年程度延伸させ長寿命化を図る。
- ・学校施設については、これまでも予防保全型維持管理を行っており、耐用年数を60年として、その中間で改修してきた。今回、新たに計画する学校施設以外の施設と同様に、これまでおおむね60年程度であった使用期間を更に20年程度延伸させ、長寿命化を図る。

⑥ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・すべての利用者にとって利用しやすい施設を目指し、適宜、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図る。

⑦ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・現在利用されていない学校施設や職員住宅の売却などを進め、施設総量の縮小を図る。

⑨ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・教育庁教育財務課が県有建築物（学校施設等）の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型： 県有建築物（警察署等）

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

警察本部所管の県有建築物は、運転免許センターなどの本部施設や警察署、交番、駐在所など多種多様な建築物を建設しており、令和元(2019)年度末現在において、524棟、約12万5,800㎡となっている【表1】。

【表1】 県有建築物（警察署等）の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(千㎡)	
				構成比
本部施設	運転免許センター、鑑識科学センターなど	19	23.5	18.7%
警察署	大分中央警察署、大分東警察署など	57	49.3	39.2%
交番	挟間交番、坂ノ市交番など	49	6.3	5.0%
駐在所	野津市駐在所、上浦駐在所など	213	10.6	8.4%
公舎		60	2.9	2.3%
職員住宅等		120	33.0	26.2%
その他の施設	用途廃止した公舎など	6	0.2	0.2%
計	—	524	125.8	100.0%



本部施設（鑑識科学センター）



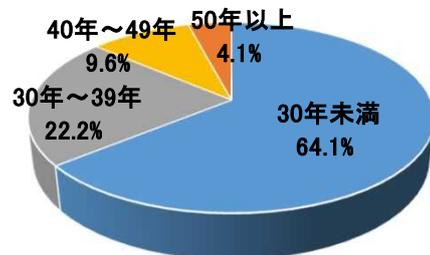
警察署（大分東警察署）

② 現状・課題

延床面積は平成8(1996)年度に大分中央警察署、平成17(2005)年度に運転免許センターを建設したことにより大きく増加しており、建築経過年別では、令和元(2019)年度末現在において、築30年以上経過した建築物が延床面積比で全体の35.9%となっており、施設の老朽化が懸念される【表2】。令和22(2040)年度末には、築50年度以上経過した施設が延床面積比で全体の38.4%を占めることが予測されている【表3】。これらの老朽化が進んだ建築物の改修が一時期に集中することによる多額の財政負担も課題となっている。

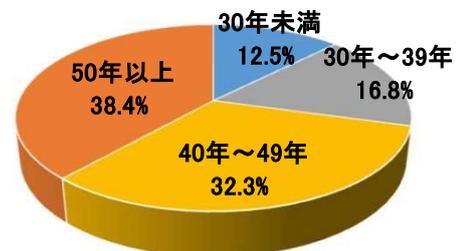
【表2】 県有建築物（警察署等）の経過年数 [令和元(2019)年度末現在]

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	318	80.7	64.1%
30年～39年	154	27.9	22.2%
40年～49年	39	12.1	9.6%
50年以上	13	5.1	4.1%
30年以上			35.9%
40年以上			13.7%



【表3】 県有建築物（警察署等）の経過年数 [令和22(2040)年度末予測]

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	24	15.8	12.5%
30年～39年	76	21.1	16.8%
40年～49年	189	40.6	32.3%
50年以上	235	48.3	38.4%
30年以上			87.5%
40年以上			70.7%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・点検・診断等により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し、適切な措置を執ることが可能となり、早期劣化や老朽化の防止につなげる。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・使用頻度の高い庁舎などの主要な施設については、予防保全型維持管理施設とする。
- ・工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・工事の実施が適当と判断した場合は、まず建築物の骨組みの状況を確認し、現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。

③ 安全確保の実施方針

- ・危険性が認められる建築物が生じた場合は、施設利用者の安全を最優先にして必要な応急措置、立入禁止の措置等を行うとともに速やかに安全性が確保できるように対策を講じる。

④ 耐震化の実施方針

- ・各施設に必要な耐震要求性能を満たし、また、天井材や設備機器等の落下物が生じないように対策を講じていく。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・これまでは、施設の損傷が顕著となった段階で損傷箇所の処置を施す事後保全型維持管理を実施してきたが、今後は事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著となる前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考え方を取り入れ長寿命化を図る。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・主に県民が利用するエントランスや窓口、便所などを空間を中心にユニバーサルデザイン化を推進し、県民の利便性の向上を図る。

⑦ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・社会情勢や治安情勢の変化、施設の健全性などを踏まえ、必要性が薄れている施設の用途廃止や集約化を行い、施設総量の縮小を図る。

⑨ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・警察本部警務部施設装備課が県有建築物（警察署等）の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型：	県営住宅
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県営住宅の管理戸数の大半は大分市に集中しており、全体の7割(6,017戸)を占めている。全体としては、令和元(2019)年度末現在において、105団地、管理戸数は8,614戸となっている【表1】。

【表1】 県営住宅の保有状況

施設分類	主な施設	単位	戸数	
				構成比
耐火構造の住宅	県営城南住宅など	戸	8,360	97.1%
準耐火構造の住宅	県営千怒住宅など		254	2.9%
計	—		8,614	100.0%

※耐火構造の住宅：主要構造部が耐火構造であるもの等

※準耐火構造の住宅：主要構造部が準耐火構造であるもの等



県営城南住宅(HRR-2棟)



県営敷戸住宅(1A-25棟)

② 現状・課題

令和元(2019)年度末現在において、既に築50年以上経過した建築物が戸数比で全体の10.0%、築30年以上が76.5%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2】。

令和22(2040)年度末では、築50年以上経過した施設が戸数比で全体の76.5%を占めることが予測される【表3】。多数の住宅が更新時期を迎えている上、高齢者や子育て世帯が安心して暮らすという時代の要請に、間取りや設備が十分応えきれていない状況である。

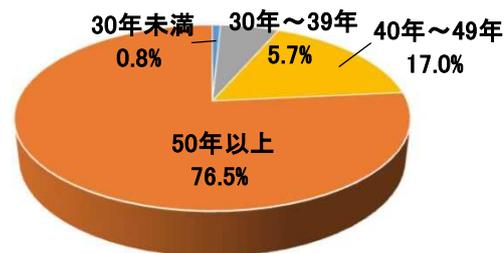
【表2】 県営住宅の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	戸数	
			構成比
30年未満	戸	2,022	23.5%
30年～39年		2,330	27.0%
40年～49年		3,404	39.5%
50年以上		858	10.0%
30年以上			76.5%
40年以上			49.5%



【表3】 県営住宅の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	戸数	
			構成比
30年未満	戸	72	0.8%
30年～39年		489	5.7%
40年～49年		1,461	17.0%
50年以上		6,592	76.5%
30年以上			99.2%
40年以上			93.5%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法に基づく点検を適切に実施するとともに、法定点検対象外住棟(200㎡以下の住棟等)については、建築基準法第12条の規定に準じ点検を実施する。
- ・ 定期点検とは別に外観から容易に確認することが可能な部位等については年に1回程度、日常点検を実施する。
- ・ 公園遊具については、適切な維持管理のため年に1回点検を実施する。
- ・ 入居者が専用的に使用した部位については、退去修繕時に点検を行う。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 点検・診断等の状況を確認し、計画的に修繕を行う。
- ・ 団地の更新時においては、地域の実情を踏まえて集約化による各種住民サービスの維持向上を図るとともに、民間事業者等と協働した多様な整備手法の採用や全面的改善事業の併用等を検討することにより、地域の魅力向上や利便性向上に寄与しつつ、事業費の平準化や削減に努める。
※全面的改善事業：全面的な改善又はこれに準ずる改善を行う事業のこと

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果、外壁のひび割れなどの緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合は速やかに対策を講じる。
- ・ 公営住宅室において点検・診断等の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 耐震化については実施済である。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著化する前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考えを取り入れ、これまでおおむね60年程度であった県営住宅の使用期間を20年程度延伸させ、長寿命化を図る。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 環境への配慮や災害、少子高齢化等の社会環境の変化に対応した性能の確保に加えて、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・ 以下の点を踏まえ、統合や廃止の検討を行う。
 - i) 県及び市町村を含めた、地域単位での公営住宅の集約検討
 - ii) 民間事業者等と協働した多様な整備手法の検討
 - iii) 既存住棟を活用(トータルリモデル事業の併用等)した整備手法の検討
 - iv) 中長期を見通した事業費の平準化

⑨ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 土木建築部公営住宅室が県営住宅の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、管理代行者への指導・助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型：	道路施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する国道、主要地方道、一般県道にある橋梁やトンネル、舗装、道路のり面・土工構造物、道路附属物を対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】道路施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
橋梁	コンクリート橋など	橋	2,545	—
トンネル		本	259	—
舗装		km	3,229	—
道路のり面・土工構造物	モルタル・コンクリート吹付など	施設	8,407	—
道路附属物	道路照明灯など	施設	9,491	—

【ア 道路施設（橋梁）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にある橋長2m以上の橋梁を対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、2,545橋となっている【表1-1】。

【表1-1】道路施設（橋梁）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	橋梁数	
				構成比
コンクリート橋	鳥越大橋など	橋	1,986	78.0%
鋼橋	山移大橋など		424	16.7%
その他	朝地橋(石橋)など		135	5.3%
計	—		2,545	100.0%



コンクリート橋（鳥越大橋）



鋼橋（山移大橋）

【イ 道路施設（トンネル）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にあるトンネルの本体工と附属物を対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、259本となっている【表1-2】。

【表1-2】道路施設（トンネル）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	トンネル数	
				構成比
トンネル	佐伯トンネル、城山トンネルなど	本	259	—



佐伯トンネル



城山トンネル

【ウ 道路施設（舗装）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道の舗装を対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、3,229kmとなっている【表1-3】。

【表1-3】道路施設（舗装）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	延長	
				構成比
舗装	豊後高田国東線など	km	3,229	—



豊後高田国東線



穴井迫萩線

【エ 道路施設（道路のり面・土工構造物）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にある道路のり面・土工構造物を対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、8,407施設となっている【表1-4】。

【表1-4】道路施設（道路のり面・土工構造物）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
モルタル・コンクリート吹付	玖珠山国線など	施設	3,674	43.7%
法枠	別府一の宮線など		732	8.7%
高盛土	国道212号など		595	7.1%
アンカー	弓立上戸次線など		164	2.0%
擁壁	国道442号など		1,088	12.9%
落石防護柵・落石防護網	落合斉藤線など		2,086	24.8%
ロックシェッド	国道217号など		9	0.1%
大型カルバート	国道500号など		59	0.7%
計	—		8,407	100.0%



モルタル・コンクリート吹付（玖珠山国線）



落石防護柵・落石防護網（落合斉藤線）

【オ 道路施設（道路附属物）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にある道路附属物を対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、9,491施設となっている【表1-5】。

【表1-5】道路施設（道路附属物）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
道路照明灯	国道197号など	施設	7,230	76.2%
道路案内標識	国道213号など		2,048	21.6%
道路情報板	国道210号など		154	1.6%
横断歩道橋	奥田横断歩道橋など		40	0.4%
地下道	中島第1号地下道など		4	0.0%
ポンプ排水設備	江須賀排水場など		15	0.2%
計			9,491	100.0%



横断歩道橋（奥田横断歩道橋）



道路情報板（国道210号）

② 現状・課題

【ア 道路施設（橋梁）】

令和元(2019)年度末現在において、既に50年以上経過した橋梁は全体の37.4%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-1】。

令和22(2040)年度末には、50年以上経過した施設が71.3%を占めることが予測される【表3-1】。

このような状況のもと事後保全型維持管理を行った場合、将来の維持管理コストの増大や補修時期の集中など、今後の維持管理に支障が生じる恐れがある。

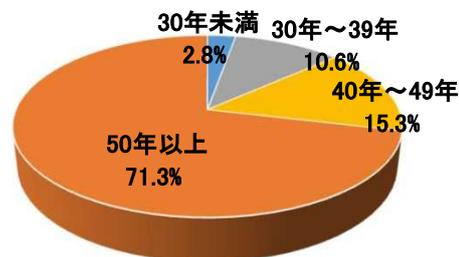
【表2-1】道路施設（橋梁）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	775	30.5%
30年～39年		355	13.9%
40年～49年		462	18.2%
50年以上		953	37.4%
	30年以上		69.5%
	40年以上		55.6%



【表3-1】道路施設（橋梁）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	71	2.8%
30年～39年		269	10.6%
40年～49年		391	15.3%
50年以上		1,814	71.3%
	30年以上		97.2%
	40年以上		86.6%



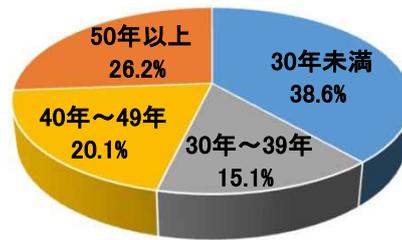
【イ 道路施設（トンネル）】

令和元(2019)年度末現在において、既に50年以上経過したトンネルは全体の26.2%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-2】。

令和22(2040)年度末には、50年以上経過した施設が62.6%を占めることが予測される【表3-2】。

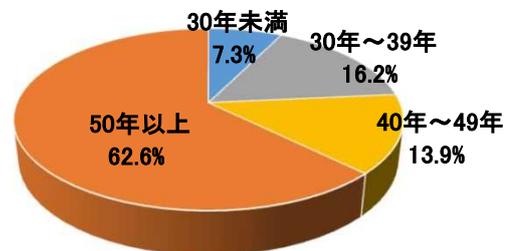
【表2-2】道路施設（トンネル）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	トンネル数	
		トンネル数	構成比
30年未満	本	100	38.6%
30年～39年		39	15.1%
40年～49年		52	20.1%
50年以上		68	26.2%
30年以上			61.4%
40年以上			46.3%



【表3-2】道路施設（トンネル）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	トンネル数	
		トンネル数	構成比
30年未満	本	19	7.3%
30年～39年		42	16.2%
40年～49年		36	13.9%
50年以上		162	62.6%
30年以上			92.7%
40年以上			76.5%



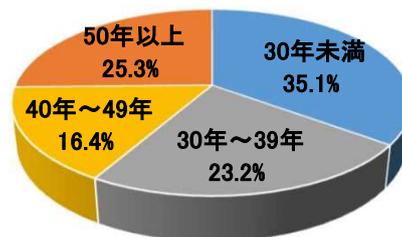
【ウ 道路施設（道路のり面・土工構造物）】

令和元(2019)年度末現在において、既に50年以上経過した道路のり面・土工構造物は全体の25.3%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-3】。

令和22(2040)年度末には、50年以上経過した施設が64.7%を占めることが予測される【表3-3】。

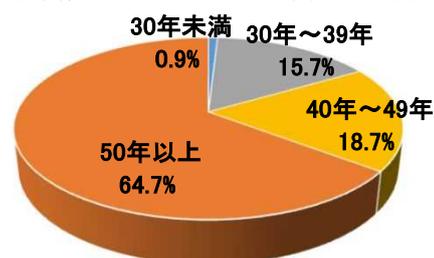
【表2-3】道路施設（道路のり面・土工構造物）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
		施設数	構成比
30年未満	施設	2,951	35.1%
30年～39年		1,952	23.2%
40年～49年		1,374	16.4%
50年以上		2,130	25.3%
30年以上			64.9%
40年以上			41.7%



【表3-3】道路施設（道路のり面・土工構造物）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
		施設数	構成比
30年未満	施設	76	0.9%
30年～39年		1,319	15.7%
40年～49年		1,575	18.7%
50年以上		5,437	64.7%
30年以上			99.1%
40年以上			83.4%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・法定点検は橋梁、トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋及び門型標識等が対象であり、国が策定した基準に基づき、5年ごとに点検・診断を実施する。
- ・その他の施設については、施設の特徴や状況に応じた適切な点検方法を検討し実施する。
- ・点検方法・判定基準など統一的な要領を整理したうえで、必要な知識及び技能を有するものが実施する。
- ・今後、新たに有用な点検手法が確認された場合には、積極的な活用に努める。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・路線や施設の特徴を踏まえ、維持すべき管理水準の目標を明確にする。
- ・補修・点検等に必要の対策を計画的に実施するため、今後10年間の事業計画を策定する。
- ・橋梁に求められる機能が不足した場合については、補修費用を考慮し、計画的に更新を行う。

③ 安全確保の実施方針

- ・点検結果により緊急措置が必要と診断された施設については、安全確保に向けて、速やかに必要な措置を実施する。

④ 耐震化の実施方針

- ・緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化について、まずは大規模地震時の復旧活動に甚大な影響を及ぼす落橋の防止対策から優先的に取り組む。
引き続き、大規模地震発生後に短時間で通行可能な状態が確保出来るように、橋脚等の補強対策を推進し、耐震性の更なる向上を図る。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・健全性が著しく低下する前の適切な時期に適切な対応を実施する予防保全型維持管理を行うとともに、施設に応じて状態監視保全による維持管理を行うことで、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・人口減少や学校の統廃合などの社会情勢の変化を踏まえ、道路交通サービスの低下につながらないことを前提に廃止を含めた検討を行う。

⑦ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・長寿命化計画の実効性を向上する仕組みづくりを進める。
 - i) 継続的な点検→診断→措置→記録の実施と充実
 - ii) 維持管理技術の習得
 - iii) データベースの構築
 - iv) 長寿命化計画のフォローアップ

施設類型：	河川施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する洪水調節機能を有する治水ダム、洪水時に支川の河川水位を抑えるため本川合流部の水門や排水機場、堤内からの排水を円滑に行う樋門・樋管、高潮浸食を防止する海岸保全施設など、地形的特性や水害リスクに応じた河川管理施設及び海岸保全施設（河川施設）が建設されており、令和元（2019）年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】河川施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
治水ダム	稲葉ダム、安岐ダムなど	基	7	-
排水機場	荒木川排水機場、木立排水機場		2	-
水門	中江川水門		1	-
河川構造物	樋門・樋管		935	-
海岸保全施設	堤防・護岸・離岸堤	km	64.7	-

【ア 河川施設（治水ダム）】

県が管理する洪水調節機能を有する治水ダムは、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、7基となっている【表1-1】。

【表1-1】河川施設（治水ダム）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
治水ダム	稲葉ダム、安岐ダムなど	基	7	-



稲葉ダム



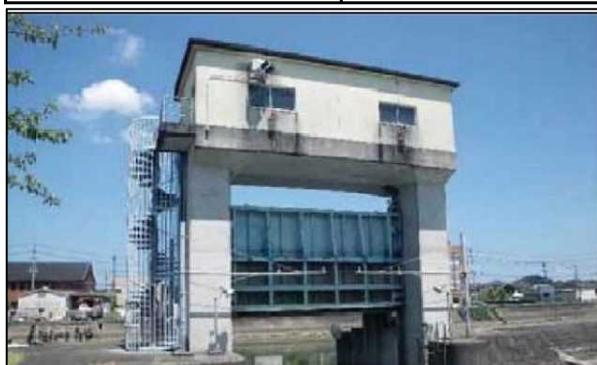
安岐ダム

【イ 河川施設（排水機場、水門、河川構造物）】

県が管理する排水機場や水門、河川構造物は、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、938基となっている【表1-2】。

【表1-2】河川施設（排水機場、水門、河川構造物）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
排水機場	荒木川排水機場、木立排水機場	基	2	0.2%
水門	中江川水門		1	0.1%
河川構造物	樋門・樋管		935	99.7%
計	—		938	100.0%



中江川水門



荒木川排水機場

【ウ 河川施設（海岸保全施設）】

県が管理する海岸保全施設は、堤防、護岸、突堤などで構成されており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、64.7kmとなっている【表1-3】。

【表1-3】河川施設（海岸保全施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	延長	
				構成比
海岸保全施設	堤防、護岸、離岸堤など	km	64.7	-



大分海岸田ノ浦地区



臼杵海岸佐志生地区

② 現状・課題

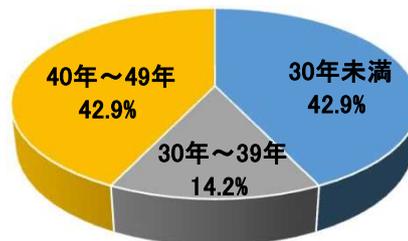
【ア 河川施設（治水ダム）】

令和元(2019)年度末現在において、既に築50年以上経過した治水ダムはないものの、築30年以上は57.1%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-1】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過した施設が全体の57.1%を占めることが予測される【表3-1】。このまま更に経年劣化が進むと、施設の老朽化により適正な操作に弊害が生じ、治水上の安全性の確保が懸念され、重大な被害につながる可能性がある。

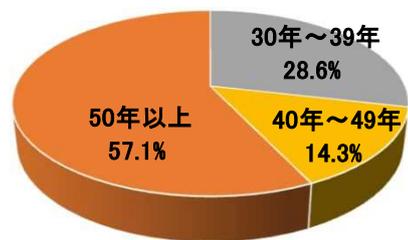
【表2-1】河川施設（治水ダム）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	3	42.9%
30年～39年		1	14.2%
40年～49年		3	42.9%
50年以上		0	0.0%
30年以上			57.1%
40年以上			42.9%



【表3-1】河川施設（治水ダム）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	0	0.0%
30年～39年		2	28.6%
40年～49年		1	14.3%
50年以上		4	57.1%
30年以上			100.0%
40年以上			71.4%



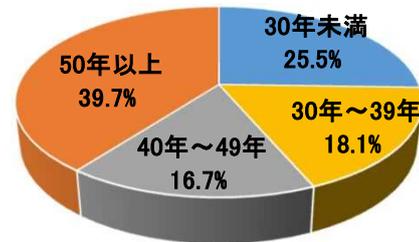
【イ 河川施設（排水機場、水門、河川構造物）】

令和元（2019）年度末現在において、既に築50年以上経過した排水機場、水門、河川構造物は全体の39.7%、築30年以上は74.5%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-2】。

令和22（2040）年度末には、築50年以上経過した施設が全体の77.0%を占めることが予測される【表3-2】。このまま更に経年劣化が進むと、施設の老朽化により適正な操作に弊害が生じ、治水上の安全性の確保が懸念され、重大な被害につながる可能性がある。

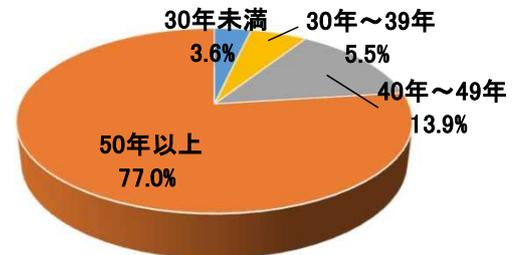
【表2-2】河川施設（排水機場、水門、河川構造物）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
		施設数	構成比
30年未満	基	239	25.5%
30年～39年		170	18.1%
40年～49年		157	16.7%
50年以上		372	39.7%
30年以上			74.5%
40年以上			56.4%



【表3-2】河川施設（排水機場、水門、河川構造物）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
		施設数	構成比
30年未満	基	34	3.6%
30年～39年		52	5.5%
40年～49年		130	13.9%
50年以上		722	77.0%
30年以上			96.4%
40年以上			90.9%



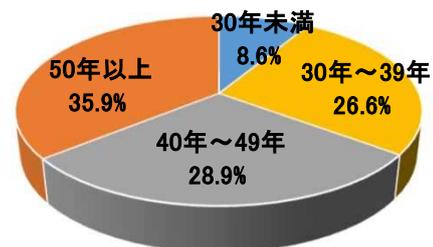
【ウ 河川施設（海岸保全施設）】

令和元（2019）年度末現在において、既に築50年以上経過した海岸保全施設は全体の35.9%、築30年以上は91.4%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-3】。

令和22（2040）年度末には、築50年以上経過した施設が全体の93.8%を占めることが予測される【表3-3】。このまま更に経年劣化が進むと、施設の老朽化により適正な操作に弊害が生じ、治水上の安全性の確保が懸念され、重大な被害につながる可能性がある。

【表2-3】河川施設（海岸保全施設）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	延長	
		延長	構成比
30年未満	km	5.6	8.6%
30年～39年		17.2	26.6%
40年～49年		18.7	28.9%
50年以上		23.2	35.9%
30年以上			91.4%
40年以上			64.8%



【表3-3】河川施設（海岸保全施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	延長	
		延長	構成比
30年未満	km	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		4.0	6.2%
50年以上		60.7	93.8%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・点検・診断等は、河川法並びに海岸法等にのっとり、各施設が有する治水機能の特性を踏まえて実施計画を定め、巡視・定期点検・臨時点検を行っている。
- ・治水ダム等は、ダムごとの点検整備基準等に基づき実施する点検・計測等でダムの状態を定期的・継続的に把握する。
- ・排水機場、水門は、個別施設計画に基づき、電気設備の点検に加えて、機械設備の点検を出水期前に年1回、管理運転点検を年に4回実施し、治水機能を確保する。
- ・樋門・樋管は、「大分県河川管理施設等点検マニュアル」に基づき、点検、評価を行い、「大分県河川点検管理システム」に登録し一元管理する。点検時期は原則として出水期前に年に1回以上実施する。
- ・海岸保全施設は、「大分県海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき点検、評価を行い、記録・データベースの整備を行う。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・施設ごとの個別施設計画等に基づき、施設の健全度及び重要度から更新の優先度を順位付けし、治水機能の保全に努める。
- ・治水ダム等は、点検等の結果を総合的に分析・評価した上で、必要な更新・対策を実施し、ダムの安全性及び機能を長期にわたって保持するよう努める。
- ・排水機場、水門は、点検結果に応じてその都度、年度保全計画に反映し、必要な更新・対策を実施する。
- ・樋門・樋管は、出水期前点検結果に基づき、機能に支障が生じており背後地への影響が大きい施設の更新・補修を集中的に実施しており、引き続き被害は小さいが機能に支障が生じている箇所の補修を順次行い、事後保全型維持管理から予防保全型維持管理へ移行していく。
- ・海岸保全施設は、実施中の詳細点検結果を踏まえ、トータルコストの縮減または平準化を踏まえた長寿命化計画を策定する。

③ 安全確保の実施方針

- ・巡視や点検等において、治水機能を著しく低下させる損傷等が発見された場合は、速やかに周辺の安全確保を図り、損傷の度合いや構造物の安全性、被害の影響度を総合的に判断し、応急的な措置を含め迅速に必要な対策を講じる。

④ 耐震化の実施方針

- ・治水ダム等は、河川管理施設構造令等に基づき耐震設計を行っており、所定の耐震性能を有している。
- ・海岸保全施設のうち、耐震照査の対象地区については現在照査を実施しており、その結果をもって、必要な耐震化を検討する。
- ・その他の施設については、必要に応じて、「河川構造物の耐震性能照査指針（国土交通省）」等に基づき照査を行い、耐震化を実施する。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・治水ダム等は、点検等の結果を総合的に分析・評価した上で、必要な更新・対策を実施し、ダムの安全性及び機能を長期にわたって保持するようおおむね3年ごとに見直しを行う。
- ・排水機場、水門は、施設のライフサイクルコストを縮減させるよう適正な点検・整備を実施し、施設の延命化を図る。
- ・樋門・樋管は、構造物の機能に支障が生じており更新・補修が必要な施設を先行して実施し、その後は規模の大きな施設や今後急激な機能低下が予想される施設を予防保全型維持管理の考えに基づいて長寿命化を図る。
- ・海岸保全施設は、点検結果を踏まえた長寿命化計画を策定する。

施設類型：	砂防施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

砂防施設として、土石流等の土砂流出による被害を防ぐ砂防設備、排水施設や杭工など地すべりを防ぐ地すべり防止施設、擁壁や法面工など急傾斜地の崩壊を防ぐ急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組み、令和元（2019）年度末現在の保有状況は2,728施設となっている【表1】。

【表1】砂防施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
砂防設備	志谷川砂防堰堤など	施設	1,331	48.8%
地すべり防止施設	綿田地区など		85	3.1%
急傾斜地崩壊防止施設	代後3号地区など		1,312	48.1%
計	—		2,728	100.0%



砂防設備（志谷川砂防堰堤）



急傾斜地崩壊防止施設（代後3号地区）

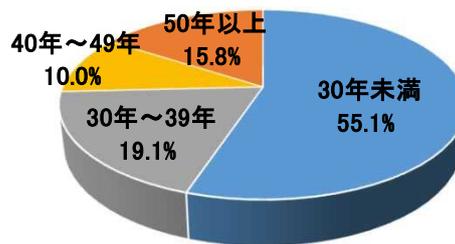
② 現状・課題

令和元（2019）年度末現在、築50年以上経過した砂防施設は全体の15.8%、築30年以上は44.9%となっており、施設の老朽化が進んでいる【表2】。

令和22（2040）年度には、築50年以上経過した施設が全体の44.9%を占めることが予測される【表3】。これら砂防施設の機能を維持するため、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に継続的に実施することが必要である。

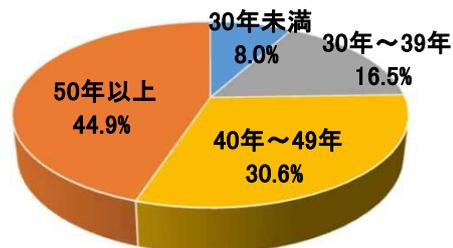
【表2】砂防施設の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	1,502	55.1%
30年～39年		522	19.1%
40年～49年		274	10.0%
50年以上		430	15.8%
30年以上			44.9%
40年以上			25.8%



【表3】砂防施設の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	217	8.0%
30年～39年		451	16.5%
40年～49年		834	30.6%
50年以上		1,226	44.9%
30年以上			92.0%
40年以上			75.5%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 「大分県砂防施設長寿命化計画」（個別施設計画）に基づき、巡視、定期点検、臨時点検を実施する。
- ・ 巡視は、砂防施設の損傷等の早期発見を目的として、年に1回程度実施する。
- ・ 定期点検は、10年ごと（ただし、定期点検にて「健全度B（経過観察）」、「健全度C（要対策）」と診断された施設は5年ごと）に実施する。
- ・ 臨時点検は、出水や地震などによる砂防施設の損傷等が考えられる場合に実施する。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 自然災害や地山の変状等が施設の健全性に与える影響が大きいためという砂防施設の特徴を踏まえ、当面は事後保全型維持管理を行う。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果、施設の機能を著しく低下させる損傷等が確認された場合は、速やかに周辺の安全確保を図るとともに、必要な対策を迅速に講じる。

④ 長寿命化の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果を基に、各施設の重要度や緊急性等を踏まえ、優先度の高い施設から計画的に補修・補強等を実施し、砂防施設の機能及び性能の長期にわたる維持・確保を図る。

⑤ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 砂防施設の維持管理と点検を効率的に行うため、施設台帳や点検結果などを一体的に保存・閲覧できる「砂防台帳管理システム」を運用する。
- ・ 計画的な管理を実施するため、PDCAサイクルを繰り返し行う。

施設類型：	港湾施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する港湾施設は、大分港をはじめとする18港（1,688施設）及び港湾海岸保全施設17港海岸（90.9km）であり、長寿命化計画対象となる港湾施設と港湾海岸保全施設の令和元(2019)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】港湾施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
港湾施設	水域、外郭、係留施設など	施設	1,688	—
港湾海岸保全施設	海岸保全施設	km	90.9	—

【ア 港湾施設（港湾施設）】

港湾施設は、水域施設や外郭施設、係留施設、臨港交通施設（道路、橋梁）、旅客施設、廃棄物処理施設で構成されており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1-1】。

【表1-1】港湾施設（港湾施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
水域施設	航路、泊地	施設	206	12.2%
外郭施設	防波堤、護岸など		808	47.8%
係留施設	岸壁、物揚場など		425	25.2%
臨港交通施設	道路、橋梁		246	14.6%
旅客施設	旅客乗降用固定施設		1	0.1%
廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸		2	0.1%
計	—		1,688	100.0%



外郭施設[防波堤]等（別府港(石垣地区)）



係留施設[岸壁]（別府港(石垣地区)）

【イ 港湾施設（港湾海岸保全施設）】

港湾海岸保全施設は、海岸保全施設（堤防、護岸、突堤など）で構成されており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1-2】。

【表1-2】港湾施設（港湾海岸保全施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	延長	
				構成比
海岸保全施設	堤防、護岸、突堤など	km	90.9	—



護岸（守江港海岸(住吉浜地区)）



突堤（別府港海岸(関の江地区)）

② 現状・課題

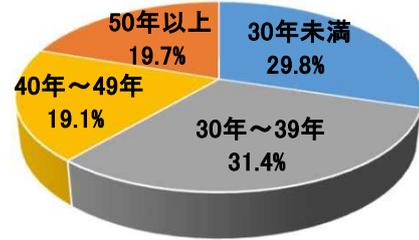
【ア 港湾施設（港湾施設）】

令和元(2019)年度末現在において、既に竣工後50年経過している港湾施設は、332施設であり、全体の19.7%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-1】。

令和22(2040)年度末には、築50年経過している施設は1,185施設となり、全体の70.2%を占めることが予測される【表3-1】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

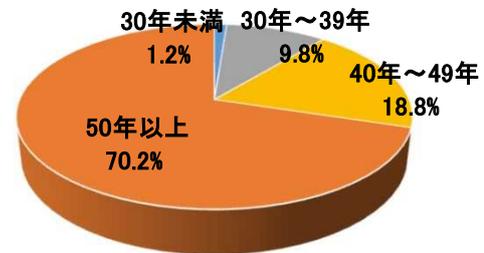
【表2-1】 港湾施設（港湾施設）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	503	29.8%
30年～39年		530	31.4%
40年～49年		323	19.1%
50年以上		332	19.7%
30年以上			70.2%
40年以上			38.8%



【表3-1】 港湾施設（港湾施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	20	1.2%
30年～39年		165	9.8%
40年～49年		318	18.8%
50年以上		1,185	70.2%
30年以上			98.8%
40年以上			89.0%



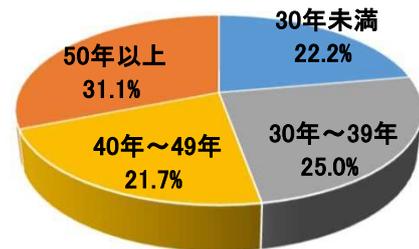
【イ 港湾施設（港湾海岸保全施設）】

令和元(2019)年度末現在において、既に竣工後50年経過している港湾海岸保全施設は、28.3kmであり、全体の31.1%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-2】。

令和22(2040)年度末には、築50年経過している施設は、73.3kmとなり、全体の80.6%を占めることが予測される【表3-2】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

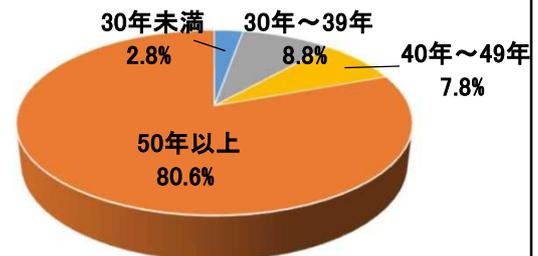
【表2-2】 港湾施設（港湾海岸保全施設）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	延長	
			構成比
30年未満	km	20.2	22.2%
30年～39年		22.7	25.0%
40年～49年		19.7	21.7%
50年以上		28.3	31.1%
30年以上			77.8%
40年以上			52.8%



【表3-2】 港湾施設（港湾海岸保全施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	延長	
			構成比
30年未満	km	2.5	2.8%
30年～39年		8.0	8.8%
40年～49年		7.1	7.8%
50年以上		73.3	80.6%
30年以上			97.2%
40年以上			88.4%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 港湾施設及び港湾海岸保全施設は、一般的に厳しい自然条件の下に置かれることから、材料の劣化、部材の損傷、基礎等の洗堀、沈下、埋没等により性能の低下が生じることが懸念される。
- ・ 港湾法及び海岸法に基づく点検を適切に実施し、施設の種類、構造形式、改修履歴等に応じて適切な維持管理に努める。
- ・ また、陸上から目視できない水中部の変状把握や機械を用いた詳細な点検等を適切な時期に実施し、施設の劣化状況の把握に努める。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 港湾施設は、施設の規模、構造形式及び重要度等に応じて、予防保全型維持管理を実施する標準Ⅰ・Ⅱ型と事後保全型維持管理を実施する共通指針準拠型に分け、適切な維持管理・更新を行う。
- ・ 港湾海岸保全施設は、後背地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全型維持管理の考え方を導入し、適切な維持管理による長寿命化を目指す。
- ・ また、点検の結果、劣化が著しい施設においては、他の施設との優先順位を考慮し、補修計画を立案する。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・調査の結果、施設の損傷が著しい場合は、必要により現地での安全対策を講じ、速やかに補修計画の検討を行う。また、点検・調査結果については、データを取りまとめ、今後の点検・補修方針に活用する。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 令和2(2020)年度時点では、3箇所の耐震強化岸壁を整備しており、災害時の緊急避難や緊急物資の輸送を行う拠点としての役割を担っている。今後も耐震強化岸壁の整備を推進し、災害に強い港づくりを実施する。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 老朽化に対応しつつ、既存ストックを有効に活用するため、施設の点検・診断を強化し、施設の重要度に応じた総合的かつ計画的な施設の修繕や更新を行っていくとともに、ライフサイクルコストの縮減及び平準化を図り、施設の長寿命化を図る。

⑥ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 土木建築部港湾課が港湾施設の維持管理や港湾海岸保全施設の維持管理を総合的かつ計画的に推進できるよう総合的なとりまとめを行い、各土木事務所へ施設の点検、補修計画の助言及び施設情報の一元管理を行う。

【参考】

港湾施設(18港)：中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港、高田港、臼野港、堅来港、羽根港、姫島港、国東港、守江港、日出港、佐賀関港、下ノ江港、臼杵港、浦代港、丸市尾港

港湾海岸保全施設(17港海岸)：中津港海岸、別府港海岸、大分港海岸、津久見港海岸、佐伯港海岸、高田港海岸、臼野港海岸、堅来港海岸、姫島港海岸、国東港海岸、守江港海岸、日出港海岸、佐賀関港海岸、下ノ江港海岸、臼杵港海岸、浦代港海岸、丸市尾港海岸

施設類型：	公園施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する4公園（大洲総合運動公園、高尾山自然公園、大分スポーツ公園、ハーモニーパーク）の有する園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他施設を対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】公園施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
園路広場	舗装、階段、縁石など	施設	433	8.2%
修景施設	彫像、花壇、噴水など		89	1.7%
休養施設	ベンチ、四阿など		591	11.2%
遊戯施設	遊具など		13	0.2%
運動施設	総合競技場、野球場など		91	1.7%
教養施設	ステージ、記念碑など		21	0.4%
便益施設	トイレ、水飲み場など		126	2.4%
管理施設	照明、柵、管理事務所等建物など		3,921	74.1%
その他施設	展望台、集会室など		4	0.1%
計	—		5,289	100.0%



運動施設[総合競技場](大分スポーツ公園)



運動施設[野球場](大洲総合運動公園)

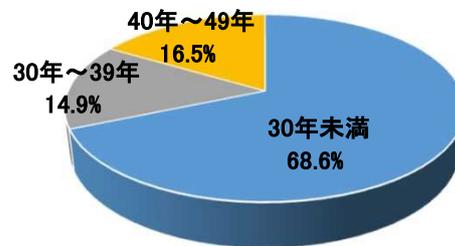
② 現状・課題

令和元(2019)年度末現在において、築30年未満の公園施設は全体の68.6%となっており施設の老朽化は比較的進んでいない状況である【表2】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過した施設数が全体の46.6%を占めることが予測される【表3】。公園施設の老朽化が進む中、利用者への安全・安心を確保しながら、大分県公園施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、ライフサイクルコストの縮減に努めて維持管理に取り組む必要がある。

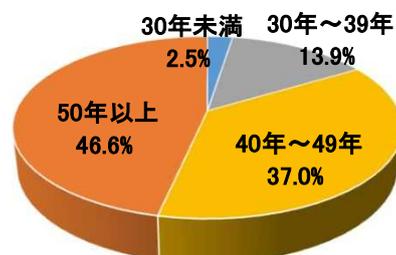
【表2】公園施設の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	3,629	68.6%
30年～39年		790	14.9%
40年～49年		870	16.5%
50年以上		0	0.0%
30年以上			31.4%
40年以上			16.5%



【表3】公園施設の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	132	2.5%
30年～39年		737	13.9%
40年～49年		1,958	37.0%
50年以上		2,462	46.6%
30年以上			97.5%
40年以上			83.6%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 公園施設の維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は随時実施する。
- ・ 遊具等については日常点検に加え定期点検を実施し、劣化及び損傷状況を把握する。
- ・ 100㎡を超える特殊建築物は、3年に1回以上の定期点検を実施し、劣化及び損傷状況を把握する。
- ・ 予防保全型維持管理施設に関しては、5年に1回以上の健全度調査により劣化及び損傷状況を把握する。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 公園施設ごとに予防保全型維持管理施設、事後保全型維持管理施設の管理分類を設定し、施設の更新や補修の時期、費用等の目安となる「大分県公園施設長寿命化計画」（個別施設計画）に従い、計画的に対策を実施する。
- ・ 必要に応じ、各公園において対策施設の優先順位を設定する。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防するとともに、健全度調査を実施した上で補修もしくは更新の判断を行う。

④ 長寿命化の実施方針

- ・ 「大分県公園施設長寿命化計画」（個別施設計画）に基づき、更新、補修等を計画的に実施する。
- ・ 予防保全型維持管理施設については5年に1回以上健全度調査を実施し、必要に応じて「大分県公園施設長寿命化計画」（個別施設計画）を見直し、施設の劣化等状況と計画内容の乖離がないように努める。

施設類型：	飛行場施設
-------	-------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

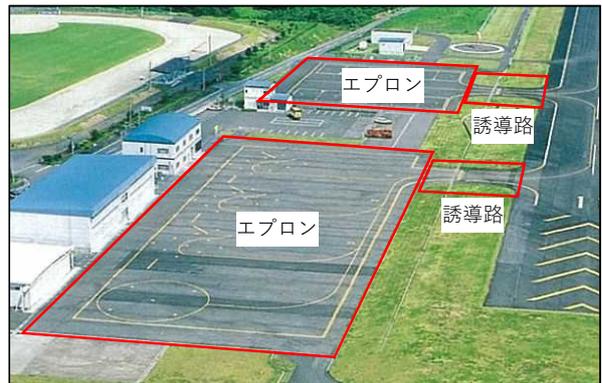
大分県央飛行場は防災・救急活動、民間航空機の離発着、遊覧飛行、農作物の輸送等に利用されている。なお、主な対象施設は、滑走路、誘導路、エプロンとなっており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は以下のとおりである【表1】。

【表1】飛行場施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	面積	
				構成比
飛行場施設	滑走路	m ²	20,000	69.8%
	誘導路		540	1.9%
	エプロン		8,091	28.3%
計	—		28,631	100.0%



飛行場施設 (滑走路)



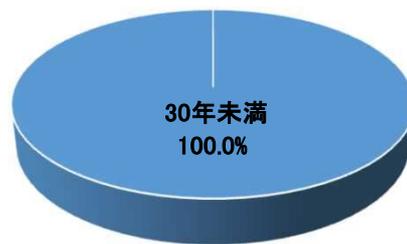
飛行場施設 (誘導路・エプロン)

② 現状・課題

平成4(1992)年4月開港のため、令和元(2019)年度末現在においては築30年未満である【表2】。令和22(2040)年度末には、全ての施設で築40年以上経過する【表3】。築50年は経過していないが、このまま経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

【表2】飛行場施設の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	面積	
			構成比
30年未満	m ²	28,631	100.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			0.0%
40年以上			0.0%



【表3】飛行場施設の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	面積	
			構成比
30年未満	m ²	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		28,631	100.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・「大分県央飛行場維持管理・更新計画」（個別施設計画）では、路面性状調査等の定期点検を5年ごとに実施することとしており、点検結果に基づき更新計画の検証・見直しを行う。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・飛行場施設の経常的な維持並びに異常の程度や状態を把握、評価する点検及び点検に基づく修繕又は更新を適切に実施し、飛行場内の施設の供用性、航空機の運航に対する安全性等を確保する。

③ 安全確保の実施方針

- ・滑走路、誘導路及びエプロンの施設閉鎖を伴う舗装の損傷等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、巡回点検又は緊急点検の結果を踏まえ、速やかに対策を講じる。

④ 長寿命化の実施方針

- ・飛行場施設に求められる性能を保持するために、定期点検及び詳細点検の結果等を踏まえ、修繕基準により実施する。

⑤ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑥ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・農林水産部農村整備計画課が飛行場施設の点検、修繕及び更新に係る情報を登録、蓄積し、効率的に活用できるよう一元管理を行う。

施設類型：	農業用施設
-------	-------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

農業用施設は、開水路等の農業用基幹水利施設、農業用ダム、地すべり防止施設、排水機場、農地海岸保全施設に分類され、令和元(2019)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】農業用施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
農業用基幹水利施設	開水路、パイプラインなど	km	849.6	—
農業用ダム	コンクリートダムなど	基	25	—
地すべり防止施設		施設	9	—
排水機場		基	6	—
農地海岸保全施設		施設	7	—

【ア 農業用施設（農業用基幹水利施設）】

農業用基幹水利施設は開水路などを対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は延長で849.6km、施設数では246施設となっている【表1-1】。

【表1-1】農業用施設（農業用基幹水利施設）

施設分類	主な施設	単位	延長	
				構成比
開水路	明正(第一幹線)など	km	538.7	63.4%
パイプライン	昭和井路(大野川水管橋)など		194.7	22.9%
水路トンネル	昭和井路(導水路)など		116.2	13.7%
計	—		849.6	100.0%



開水路〔明正(第一幹線)〕



パイプライン〔昭和井路(大野川水管橋)〕

【イ 農業用施設（農業用ダム）】

農業用ダムは堤体などを対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、25基となっている【表1-2】。

【表1-2】農業用施設（農業用ダム）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
コンクリートダム	香下ダムなど	基	9	36.0%
ロックフィルダム	鍋倉ダムなど		16	64.0%
計	—		25	100.0%



コンクリートダム(香下ダム)



ロックフィルダム(鍋倉ダム)

【ウ 農業用施設（地すべり防止施設）】

地すべり防止施設は排水施設などを対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、9施設となっている【表1-3】。

【表1-3】農業用施設（地すべり防止施設）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
			施設数	構成比
地すべり防止施設	中村地区、花合野地区など	施設	9	—



中村地区



花合野地区

【エ 農業用施設（排水機場）】

排水機場はポンプ施設などを対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、6基となっている【表1-4】。

【表1-4】農業用施設（排水機場）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
			施設数	構成比
排水機場	桂排水機場、北部排水機場など	基	6	—



桂排水機場



北部排水機場

【オ 農業用施設（農地海岸保全施設）】

農地海岸保全施設は堤防などを対象とし、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、7施設となっている【表1-5】。

【表1-5】農業用施設（農地海岸保全施設）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
			施設数	構成比
農地海岸保全施設	西国東第1地区、竹田津地区など	施設	7	—



西国東第1地区



竹田津地区

② 現状・課題

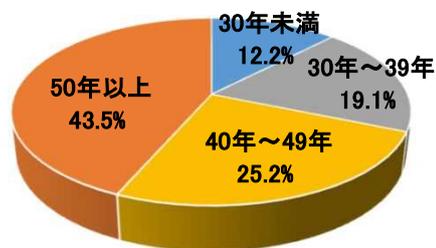
【ア 農業用施設（農業用基幹水利施設）】

令和元(2019)年度末現在において、既に施工から50年以上経過した農業用基幹水利施設は全体の43.5%、30年以上は87.8%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-1】。

令和22(2040)年度末には、施工から50年以上経過した農業用基幹水利施設が全体の91.1%を占めることが予測される【表3-1】。

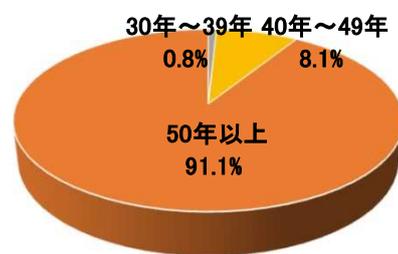
【表2-1】 農業用施設（農業用基幹水利施設）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	30	12.2%
30年～39年		47	19.1%
40年～49年		62	25.2%
50年以上		107	43.5%
30年以上			87.8%
40年以上			68.7%



【表3-1】 農業用施設（農業用基幹水利施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		2	0.8%
40年～49年		20	8.1%
50年以上		224	91.1%
30年以上			100.0%
40年以上			99.2%



【イ 農業用施設（農業用ダム）】

令和元(2019)年度末現在において、既に施工から50年以上経過した農業用ダムは全体の32.0%、30年以上は80.0%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-2】。

令和22(2040)年度末には、施工から50年以上経過した農業用ダムは全体の80.0%を占めることが予測される【表3-2】。

【表2-2】 農業用施設（農業用ダム）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	5	20.0%
30年～39年		2	8.0%
40年～49年		10	40.0%
50年以上		8	32.0%
30年以上			80.0%
40年以上			72.0%



【表3-2】 農業用施設（農業用ダム）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	1	4.0%
30年～39年		1	4.0%
40年～49年		3	12.0%
50年以上		20	80.0%
30年以上			96.0%
40年以上			92.0%



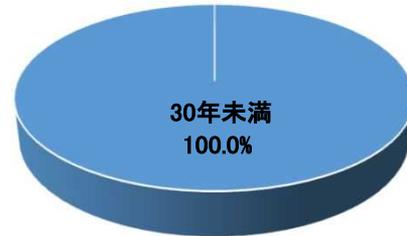
【ウ 農業用施設（地すべり防止施設）】

令和元(2019)年度末現在において、地すべり防止施設9施設については全て対策工事が完了しており、老朽化が進んだ施設については、長寿命化対策が図られている。

令和22(2040)年度末には、施工から30年以上経過した地すべり防止施設は全体の66.7%を占めることが予測される【表3-3】。

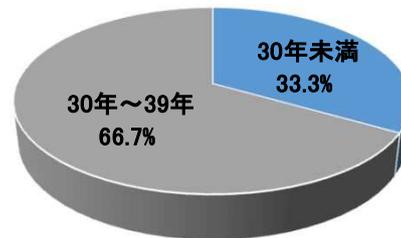
【表2-3】農業用施設（地すべり防止施設）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	9	100.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			0.0%
40年以上		0.0%	



【表3-3】農業用施設（地すべり防止施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	3	33.3%
30年～39年		6	66.7%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			66.7%
40年以上		0.0%	



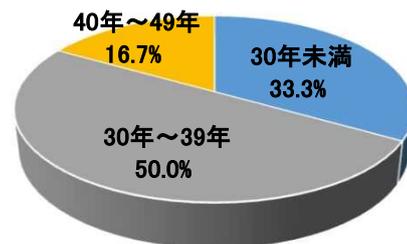
【エ 農業用施設（排水機場）】

令和元(2019)年度末現在において、既に施工から40年以上経過した排水機場は全体の16.7%、30年以上は66.7%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-4】。

令和22(2040)年度末には、施工から50年以上経過した排水機場は全体の66.7%を占めることが予測される【表3-4】。

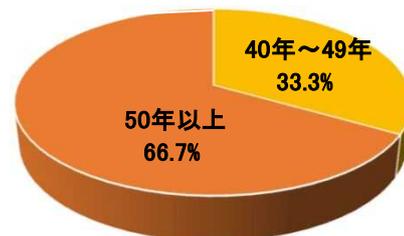
【表2-4】農業用施設（排水機場）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	2	33.3%
30年～39年		3	50.0%
40年～49年		1	16.7%
50年以上		0	0.0%
30年以上			66.7%
40年以上		16.7%	



【表3-4】農業用施設（排水機場）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		2	33.3%
50年以上		4	66.7%
30年以上			100.0%
40年以上		100.0%	



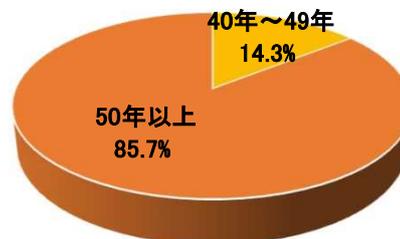
【オ 農業用施設（農地海岸保全施設）】

令和元(2019)年度末現在において、既に施工から50年以上経過した農地海岸保全施設は全体の85.7%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-5】。

令和22(2040)年度末には、全ての農地海岸保全施設が施工から50年以上経過することとなり、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要になると予測される【表3-5】。

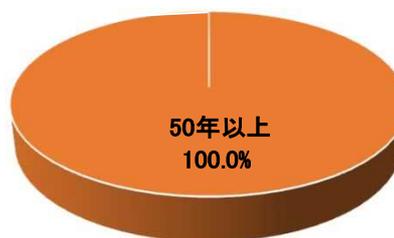
【表2-5】 農業用施設（農地海岸保全施設）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
		施設数	構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		1	14.3%
50年以上		6	85.7%
30年以上			100.0%
40年以上		100.0%	



【表3-5】 農業用施設（農地海岸保全施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
		施設数	構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		7	100.0%
30年以上			100.0%
40年以上		100.0%	



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 土地改良区等の施設管理者による日常管理及び農林水産省の各種マニュアルに基づき、施設の状態を継続的に把握するため、施設造成者による定期的な点検・診断を行う。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 通常の維持管理の範囲で行う軽微な補修は、原則施設管理者が行う。
- ・ 農林水産省の各種マニュアルに基づき作成した個別施設計画及び施設監視結果に基づき、適切な時期に対策を実施する。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 施設の損壊等による影響が大きい施設の場合、「緊急時の対応計画」や「施設造成者、施設管理者等の関係者間の協力関係と連絡体制」等の整備を関係者と連携して行う。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 人命・財産やライフラインへの影響が大きいなど、特に重要度が高い施設については、必要な耐震化対策を実施する。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ コストが最も経済的となる対策を基本とし、重要度、環境への影響、維持管理面等に関する施設管理者や地元自治体等の意向も考慮し、総合的に判断する。

⑥ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 農林水産部農村整備計画課が農業用施設の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理に取り組む。

施設類型：	治山施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

治山施設は森林の維持・造成を通じて、山地に起因する災害等から県民の生命と財産を守る重要な役割を果たすため、計画的かつ集中的に整備されてきた。令和元(2019)年度末現在、維持管理が必要とされる治山施設は8,098施設となっている【表1】。

【表1】治山施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
溪間工	寒原地区など	施設	7,391	91.3%
山腹工	東原地区など		608	7.5%
海岸工	白砂地区など		99	1.2%
計	—		8,098	100.0%

溪間工：豪雨等により荒廃した溪流の復旧や不安定土砂の移動を未然に予防する工事

山腹工：斜面の崩壊や拡大崩壊により土砂が流出しないように斜面を安定させる工事

海岸工：海岸地域で飛砂や潮風害などの被害を防ぐ工事



溪間工(寒原地区)



山腹工(東原地区)

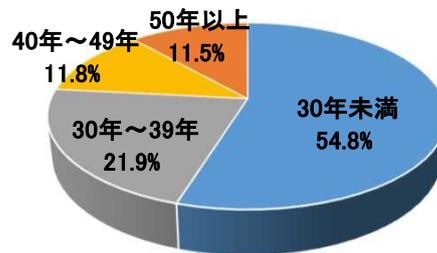
② 現状・課題

令和元(2019)年度末現在において、既に施工から50年以上経過した治山施設は全体の11.5%、30年以上は45.2%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過した施設が全体の48.0%を占めることが予測される【表3】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

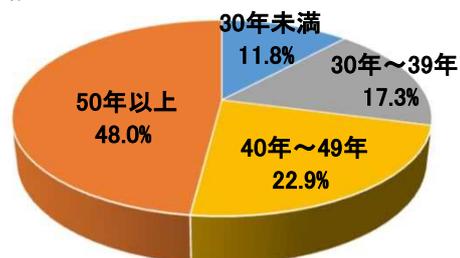
【表2】治山施設の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	4,443	54.8%
30年～39年		1,773	21.9%
40年～49年		953	11.8%
50年以上		929	11.5%
30年以上			45.2%
40年以上			23.3%



【表3】治山施設の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	958	11.8%
30年～39年		1,404	17.3%
40年～49年		1,853	22.9%
50年以上		3,883	48.0%
30年以上			88.2%
40年以上			70.9%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・点検・診断は、基本的な維持管理活動として、「治山施設個別施設計画策定マニュアル（林野庁）」に基づき、信頼性・安全性を確保することを目的に原則、定期的を実施する。
- ・点検・診断の結果、機能低下が見られた施設について、保全対象の状況や施設の機能低下状況を総合的に判断し、優先順位を明確にする。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・治山施設の主な特徴は以下のとおりである。
 - i) 荒廃した林地を直接復旧するものであり、待ち受け型の施設に比べ施設の規模が小さい。
 - ii) 施設の効果により安定した森林に復旧することで、施設の目的は達成する。
 - iii) 山地被害の復旧を行っていることから、奥地にある施設が多い。
- ・このため、治山施設は予防保全型維持管理を実施してもトータルコストの削減効果が小さいこと、治山施設により森林の期待される効果が持続的に確保されること、奥地にある施設で被災しても影響が限定的であることから、定期的な点検・診断と重大な機能低下が見られる施設において補修等を実施する事後保全型維持管理を行う。

③ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断の結果、重大な機能低下が見られる施設は速やかに対策を講じるとともに、点検・診断の結果をデータベース化し、老朽化対策に活用する。

④ 長寿命化の実施方針

- ・施設の機能を将来にわたり安全かつ確実に発揮させるため、定期的な点検・診断を実施する。
- ・補修、補強対策については、点検・診断の結果、機能低下が見られた施設について実施することとし、実施時期については、保全対象の状況や施設の機能低下の状況を総合的に判断し、優先順位を明確にして実施する。
- ・優先順位の決定に当たっては、次の施設を優先する。
 - i) 直接の保全対象に与える影響が大きい（保全対象までの距離）。
 - ii) 直接の保全対象に災害時要援護者施設など重要施設がある。
 - iii) 施設の重大な機能低下が見られる。

⑤ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、治山施設の整備により、森林の荒廃を防止し、森林吸収源を確保することで、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・社会情勢の変化などにより、必要性が低下している施設は廃止を検討する。
- ・施設を廃止する判断基準は以下のとおりとする。
 - i) 施設周辺の森林が都市化などにより失われ、森林の公益的機能を発揮する必要がない。
 - ii) 周辺に代替施設が設置され、施設がなくても森林の機能が失われないことが明確である。
 - iii) 施設の機能が既に失われ、将来ともにその機能を回復する必要がない。

⑦ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・農林水産部森林保全課が点検結果や更新履歴をデータベース化し、施設情報の一元管理に取り組むことで必要な対策を適切に実施する。

施設類型：	林道施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

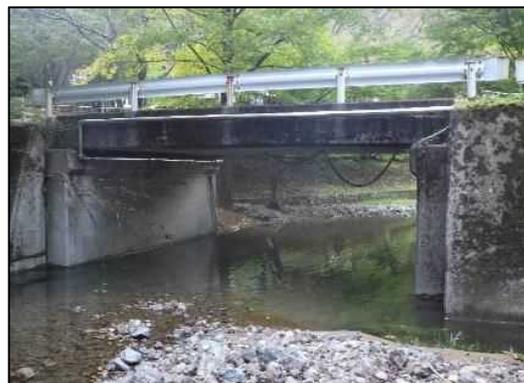
県が管理する林道の総延長は約44kmであり、令和元(2019)年度末現在の林道施設は、林道橋4橋となっている【表1】。

【表1】林道施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	橋梁数	
				構成比
林道橋	御座ヶ岳線塚野山橋など	橋	4	—



林道橋（御座ヶ岳線塚野山橋）



林道橋（御座ヶ岳支線1号橋）

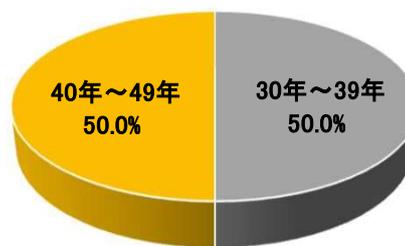
② 現状・課題

令和元(2019)年度末現在において、林道橋は既に築30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2】。

令和22(2040)年度末には、全ての林道橋が築50年以上経過する【表3】。このまま更に経年劣化が進むと、老朽化の弊害が顕在化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

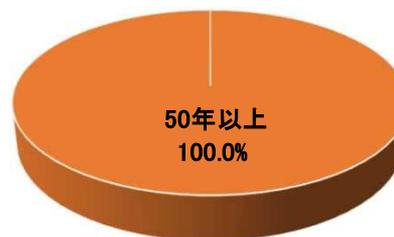
【表2】林道施設（林道橋）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	0	0.0%
30年～39年		2	50.0%
40年～49年		2	50.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			100.0%
40年以上			50.0%



【表3】林道施設（林道橋）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		4	100.0%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 「林道施設長寿命化対策マニュアル（林野庁）」に基づき、林道施設の点検を行う。
- ・ 定期点検については、「大分県林道長寿命化計画」（個別施設計画）に基づき、対象施設の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性を判断するために必要な情報を得るために5年ごとに実施する。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 県が管理する林道施設は山村等の交通基盤としても利用されている林道橋であるため、災害時に迂回路として利用するなど常に健全性を確保する必要がある橋梁については、予防保全型維持管理施設とし、点検診断に基づく計画的な補修等のメンテナンスを行う。その他の橋梁については、事後保全型維持管理施設とし、健全度が低下した段階で補修等を実施する。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断の結果、ひび割れなどの、緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、速やかに対策を講じる。

④ 長寿命化の実施方針

- ・ 事故や致命的な損傷の発生を未然に防ぎ、施設の損傷が顕在化する前に計画的な保全を行う予防保全型維持管理の考え方を基本とし、財政負担の軽減及び予算の平準化に取り組む。

⑤ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 農林水産部森との共生推進室が点検結果や補修履歴等の施設情報を収集・蓄積して、次回の点検に生かすため、施設情報の一元管理に取り組むなど必要な対策を適切に実施する。

施設類型：	漁港施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が保有する漁港施設は、漁港と漁港海岸保全施設に分類される。漁港は長洲漁港など11漁港(682施設)、漁港海岸保全施設は蒲江漁港海岸など8漁港海岸(127施設)となっており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】漁港施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
漁港	水域、外郭、係留施設など	施設	682	84.3%
漁港海岸保全施設	海岸保全施設		127	15.7%
計	—		809	100.0%

【ア 漁港施設（漁港）】

漁港は、防波堤、岸壁、道路などで構成されており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1-1】。

【表1-1】漁港施設（漁港）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
水域施設	泊地、航路など	施設	42	6.2%
外郭施設	防波堤、護岸、堤防など		305	44.7%
係留施設	岸壁、物揚場など		255	37.4%
輸送施設	道路、橋梁及びトンネル		80	11.7%
計	—		682	100.0%



小祝漁港



松浦漁港

【イ 漁港施設（漁港海岸保全施設）】

漁港海岸保全施設は堤防、護岸、防潮堤などで構成されており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1-1】。

【表1-1】漁港施設（漁港海岸保全施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
海岸保全施設	堤防、護岸、突堤など	施設	127	—



長洲漁港海岸



蒲江漁港海岸

② 現状・課題

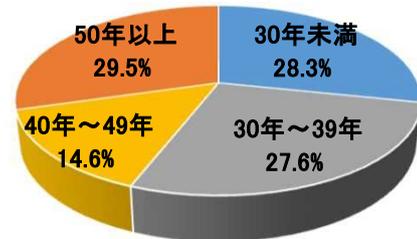
【ア 漁港施設（漁港）】

令和元(2019)年度末現在において、既に竣工後50年以上経過している漁港は全体の29.5%を占めており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-1】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過している漁港は460施設となり、全体の67.5%を占めることが予測される【表3-1】。このままさらに経年劣化が進むと、老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

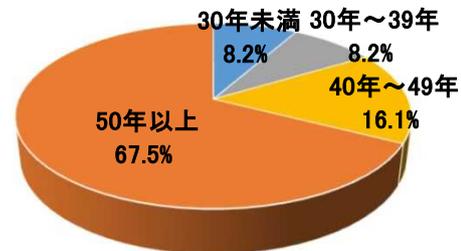
【表2-1】 漁港施設（漁港）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	193	28.3%
30年～39年		188	27.6%
40年～49年		100	14.6%
50年以上		201	29.5%
30年以上			71.7%
40年以上			44.1%



【表3-1】 漁港施設（漁港）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	56	8.2%
30年～39年		56	8.2%
40年～49年		110	16.1%
50年以上		460	67.5%
30年以上			91.8%
40年以上			83.6%



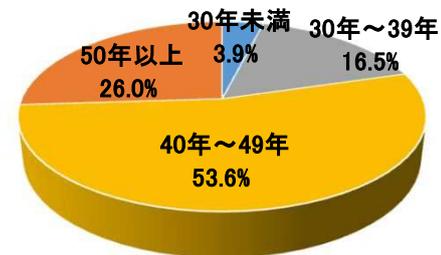
【イ 漁港施設（漁港海岸保全施設）】

漁港海岸保全施設は高度経済成長期に建設された施設が多く、建設後の時間経過に伴って老朽化が進行し、改良・更新すべき時期を迎えた施設が増加している。令和元(2019)年度末現在、既に竣工後50年以上経過している施設は33施設あり、全体の26.0%を占めている【表2-2】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過している施設は122施設となり、全体の96.1%を占めることが予測される【表3-2】。このままさらに経年劣化が進むと、老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

【表2-2】 漁港施設（漁港海岸保全施設）の経過年数〔令和元(2019)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	5	3.9%
30年～39年		21	16.5%
40年～49年		68	53.6%
50年以上		33	26.0%
30年以上			96.1%
40年以上			79.6%



【表3-2】 漁港施設（漁港海岸保全施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		5	3.9%
50年以上		122	96.1%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 漁港については「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き（水産庁）」や「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（水産庁）」を、漁港海岸保全施設については「海岸保全施設維持管理マニュアル（水産庁）」に基づき、施設の点検を行う。
- ・ 日常的な点検を年に1回行うとともに、現行の個別施設計画の見直しを5～10年の間隔で適切に行うことで、施設の適切な維持管理に努める。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 個別施設計画に基づき、適切な時期に補修工事を行う。
- ・ 漁港については、施設の影響度や利用形態を考慮し、機能保全レベルを設定した上で補修時期や頻度を設定する。
- ・ 漁港海岸保全施設については、施設の特性等に応じ、所定の防護機能を確保することを目標に、予防保全型維持管理施設として適切な管理を行う。なお、補修工事の時期や内容は、ライフサイクルコストを踏まえて最適なシナリオを設定する。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 日常的な点検を年に1回行うが、施設の重大な機能低下が発見された場合、必要に応じて現地での安全対策を講じるとともに、速やかに補修計画の検討を行う。水産庁と協議を行い、補修工事の実施に繋げる。

④ 長寿命化の実施方針

- ・ 施設の供用期間中において、施設の性能が要求性能を下回ることがないように、ストックマネジメントを導入し、計画的に維持管理・更新等を実施することで、施設の長寿命化に努める。
- ・ 戦略的な維持管理を行い、これまでの事後保全型維持管理から予防保全型維持管理への転換を進める。

⑤ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 農林水産部漁港漁村整備課が各施設の情報を効率的・効果的に活用するため、施設情報をデータベース化し、一元管理を行うことで、施設の状況の可視化や補修費用の平準化に繋げる。

【参考】

※漁港(11漁港)：小祝漁港、長洲漁港、香々地漁港、竹田津漁港、亀川漁港、大分漁港、佐賀関漁港、臼杵漁港、保戸島漁港、松浦漁港、蒲江漁港
漁港海岸保全施設(8漁港海岸)：長洲漁港海岸、香々地漁港海岸、竹田津漁港海岸、佐賀関漁港海岸、臼杵漁港海岸、保戸島漁港海岸、松浦漁港海岸、蒲江漁港海岸

施設類型：	交通信号機
-------	-------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

警察本部が管理する交通信号機が対象であり、令和元(2019)年度末現在における保有状況は以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】交通信号機の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
交通信号機	交通信号制御機	台	2,212	—
	信号柱	本	8,204	—



交通信号制御機



信号柱

② 現状・課題

【ア 交通信号機（交通信号制御機）】

交通信号制御機（信号機を作動させる基幹装置）の更新基準は19年であるが、耐用年数を経過した交通信号制御機は約0.9%となっている【表2-1】。

【表2-1】交通信号機（交通信号制御機）の経過年数（令和元(2019)年度末現在）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
19年未満	台	2,193	99.1%
19年以上		19	0.9%



【表3-1】交通信号機（交通信号制御機）の経過年数（令和22(2040)年度末予測）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
19年未満	台	0	0.0%
19年以上		2,212	100.0%



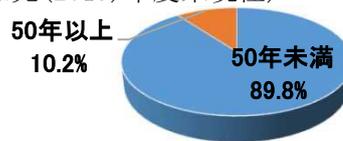
※交通信号制御機の更新基準は19年であるため、全ての制御機が19年以上に計上される。

【イ 交通信号機（信号柱）】

信号柱の更新基準は鋼管柱50年、コンクリート柱42年であるが、耐用年数を経過した信号柱は約10.2%となっている【表2-2】。

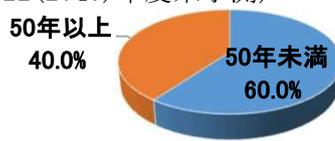
【表2-2】交通信号機（信号柱）の経過年数（令和元(2019)年度末現在）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
50年未満	本	7,364	89.8%
50年以上		840	10.2%



【表3-2】交通信号機（信号柱）の経過年数（令和22(2040)年度末予測）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
50年未満	本	4,925	60.0%
50年以上		3,279	40.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 確実に漏れのない点検により、交通安全施設の状態を適切に把握し、特に腐食、ひび割れ等の危険要素を見逃すことなく早期に発見することが極めて重要となることから、業者委託による点検・診断を実施し、不良箇所はその都度修繕を行う。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 厳しい財政状況の中、将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切に維持管理・更新等を行うためには、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を進め、維持管理・更新等に係るコストの適正化を図る。交通信号機の新設に当たっては、真に必要な場所を優先して整備していく。

③ 長寿命化の実施方針、脱炭素化の推進方針

- ・ 信号柱については、コンクリート柱から耐用年数の長い鋼管柱への建て替えを推進していく。また、信号灯器については、消費電力が低く電球交換が不要なLED灯器へと更新を行い、ランニングコストの削減を図る。

④ 統合や廃止の推進方針

- ・ 社会情勢の変化などから必要性が低い交通信号機の廃止を行い、総量の縮小又は抑制を行う。

⑤ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 警察本部交通部交通規制課が交通信号機の保安全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、運用状況の一元管理を行う。

施設類型：	企業局施設
-------	-------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

企業局施設は電気事業として水力発電所、ダム、太陽光発電所の施設を有するほか、工業用水道事業として浄水場、導水路、送水路、配水路の施設を有しており、令和元(2019)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】企業局施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
企業局施設	電気事業（水力発電所など）	箇所	15	—
	工業用水道事業（浄水場）	箇所	2	—
	工業用水道事業（導水路など）	m	84,116	—

【ア 企業局施設（電気事業）】

企業局の電気事業においては、昭和27(1952)年に運転開始した大野川発電所をはじめとする12の水力発電所、利水・治水機能を兼ねた多目的ダムである芹川ダム及び北川ダム、平成25(2013)年に再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を活用して建設した松岡太陽光発電所など、各種施設を保有している【表1-1】。

【表1-1】企業局施設（電気事業）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	箇所数	
				構成比
水力発電所	大野川発電所、北川発電所など	箇所	12	80.0%
ダム	芹川ダム、北川ダム		2	13.3%
太陽光発電所	松岡太陽光発電所		1	6.7%
計	—		15	100.0%

企業局施設（電気事業）の主な施設



水力発電所（北川発電所）



ダム（芹川ダム）

【イ 企業局施設（工業用水道事業）】

企業局の工業用水道事業においては、昭和33(1958)年～44(1969)年にかけて完成させた大津留浄水場を中心とする第1期事業から昭和43(1968)年～48(1973)年に完成させた判田浄水場を中心とする第2期事業、平成14(2002)年度に完成させた第3期事業、平成28(2016)年度に完成させた給水ネットワーク再構築事業などにより各種施設を保有している【表1-2】。

【表1-2】企業局施設（工業用水道事業）の保有状況

施設分類	主な施設	箇所	延長 (m)	
				構成比
浄水場	大津留浄水場、判田浄水場	2	—	—
導水路		—	7,601	9.0%
送水路		—	24,553	29.2%
配水路		—	51,962	61.8%
計		—	84,116	100.0%

企業局施設（工業用水道事業）の主な施設



浄水場（大津留浄水場）



浄水場（判田浄水場）

② 現状・課題

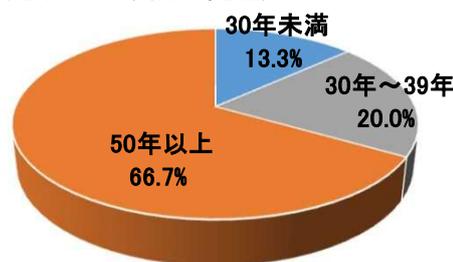
【ア 企業局施設（電気事業）】

現在、発電所リニューアル事業を推進しており、大野川発電所についてはリニューアル実施中であるが、令和元(2019)年度末現在で運転開始から50年以上経過した発電所やダムが10施設あり、運転開始から30年以上経過した施設も86.7%となっている【表2-1】。

今後の計画では発電所のリニューアルが進み、令和22(2040)年度末では運転開始から30年未満の施設が5発電所と増える一方、40年以上経過した施設も66.7%を占めることが予測されるため、引き続き着実な発電所リニューアル事業の推進を図る必要がある【表3-1】。

【表2-1】企業局施設（電気事業）の経過年数（令和元(2019)年度末現在）

経過年数	単位	箇所数	
		箇所数	構成比
30年未満	箇所	2	13.3%
30年～39年		3	20.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		10	66.7%
30年以上			86.7%
40年以上			66.7%



【表3-1】企業局施設（電気事業）の経過年数（令和22(2040)年度末予測）

経過年数	単位	箇所数	
		箇所数	構成比
30年未満	箇所	5	33.3%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		1	6.7%
50年以上		9	60.0%
30年以上			66.7%
40年以上			66.7%



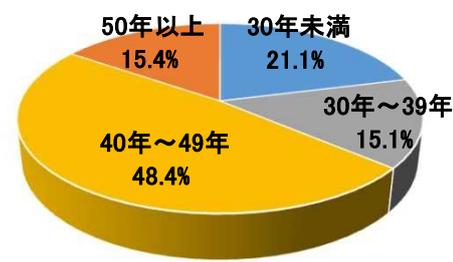
【イ 企業局施設（工業用水道事業）】

令和元(2019)年度末現在で浄水場は完成から40年以上が経過し、既に40年以上経過した導配水路などが63.8%、30年以上経過したものが78.8%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-2】。

令和22(2040)年度末では、完成から40年以上経過した導配水路等が全体の83.5%を占めることが予測されるため、老朽化調査及び適切な補修・更新を実施していく必要がある【表3-2】。

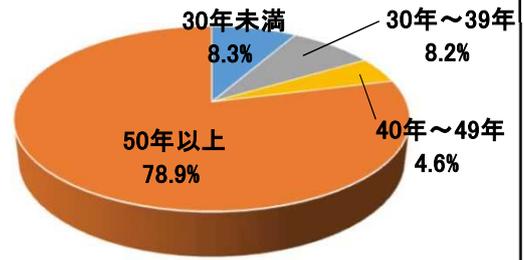
【表2-2】主な施設の経過年数（令和元(2019)年度末現在）

経過年数	箇所	延長(m)	
		延長(m)	構成比
30年未満	0	17,774	21.1%
30年～39年	0	12,648	15.1%
40年～49年	1	40,742	48.4%
50年以上	1	12,952	15.4%
30年以上			78.9%
40年以上			63.8%



【表3-2】主な施設の経過年数（令和22(2040)年度末予測）

経過年数	箇所	延長(m)	
			構成比
30年未満	0	6,988	8.3%
30年～39年	0	6,894	8.2%
40年～49年	0	3,892	4.6%
50年以上	2	66,342	78.9%
30年以上			91.7%
40年以上			83.5%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・当該施設に係る各種技術基準・指針等に基づき、適切に実施する。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・アセットマネジメントを活用した「大分県企業局施設整備実施計画」に基づき、適切に実施する。

③ 耐震化の実施方針

- ・電気事業においては、南海トラフなどを震源とする大規模地震対策として、水路工作物の耐震照査を行い、今後の発電所リニューアル事業の計画等も勘案しながら、効率的・効果的に耐震化を図る。
- ・工業用水道事業においては、平成23(2011)年度に作成した「耐震化ロードマップ」に基づき、重要な構築物等の耐震化を計画的に実施する。

④ 長寿命化の実施方針

- ・電気事業における発電所のオーバーホールについては、保安規程に基づき、10年又は12年に1回の周期で水車発電機を分解し、消耗や劣化した部品の取替を行う。
- ・工業用水道事業における各種隧道については、平成28(2016)年度に完成した給水ネットワークを活用し、本格的な点検・補修を計画的に実施する。また、浄水場や管路についても調査や適切な補修・更新を実施する。
- ・その他施設については、アセットマネジメントを活用した「大分県企業局施設整備実施計画」に基づき、計画的な補修・更新を行い、長寿命化を図る。

⑤ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

施設類型：	病院局施設
-------	-------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

対象施設としては、平成4(1992)年開設の県立病院の本館(周産期医療センター、増築棟は後に建設)、令和2(2020)年開設の精神医療センターが中心で、その他に三養院、エネルギー棟、職員宿舎、院内保育園、附属施設など病院機能を維持していくための関連する建築物があり、令和元(2019)年度末現在で、計9棟、約53千㎡となっている【表1】。

【表1】 病院局施設の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(㎡)	
				構成比
病院本館	病院本館(周産期センター・増築棟含む)	1	42,582	79.8%
精神医療センター	精神医療センター	1	2,993	5.6%
三養院	三養院	1	845	1.6%
エネルギー棟	エネルギー棟	1	2,097	3.9%
職員宿舎	医師・看護師宿舎、医師宿舎	2	4,086	7.7%
附属施設	自転車置き場、バス停留所等	2	396	0.7%
保育園	院内保育園	1	367	0.7%
計		9	53,366	100.0%



県立病院本館



県立病院精神医療センター

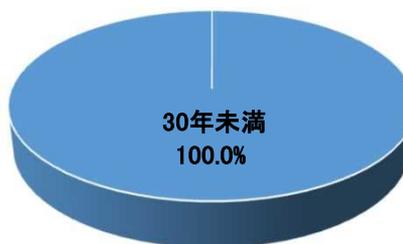
② 現状・課題

令和元(2019)年度末現在において築30年以上経過した建築物はないが、病院本館を含めほとんどが築29年を経過しており、平成24(2012)年に劣化調査を行ない、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度まで病院本館において排水管を中心に大規模改修工事を実施している【表2】。

令和22(2040)年度末には、築40年以上経過した施設が延床面積比で全体の94.4%を占めることが予測されており、現在の状態で病院機能を維持することは全面的な改修と多額の財源が必要となるため、建替の検討が必要となる【表3】。

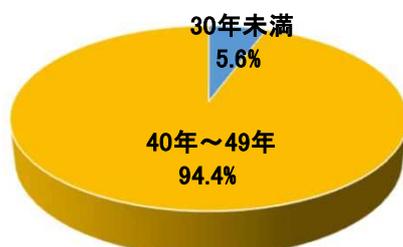
【表2】 建築物の経過年数(令和元(2019)年度末現在)

経過年数	棟数	延床面積(㎡)	
			構成比
30年未満	9	53,366	100.0%
30年～39年	0	0	0.0%
40年～49年	0	0	0.0%
50年以上	0	0	0.0%
30年以上			0.0%
40年以上			0.0%



【表3】 建築物の経過年数(令和22(2040)年度末予測)

経過年数	棟数	延床面積(㎡)	
			構成比
30年未満	1	2,993	5.6%
30年～39年	0	0	0.0%
40年～49年	8	50,373	94.4%
50年以上	0	0	0.0%
30年以上			94.4%
40年以上			94.4%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法に基づく点検を適切に実施するとともに、平成24(2012)年の病院本館について実施した劣化調査及び大規模改修工事の施工段階で判明した老朽化状況を踏まえ、主要な建築物について県のマニュアルに基づく保全調査を実施する。
- ・ 施設管理者は、財産管理の責任者として、施設の建築年月日、構造、規模及び改修履歴等の情報を整理し、施設維持管理業務を通じ日常的に建物の性能状況を把握する。

② 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 基幹病院として求められる必要な医療機能を確保しておく必要があるため、日常的に点検及び施設維持のための修繕を実施する。
- ・ 建築後50年までは、現在の病院機能を維持しながら定期的な改修により長寿命化を図る。
また、築50年経過後は、その時点での基幹病院として求められる必要な医療機能を確保するため、病院本館及び関連する施設の建替えを検討する。
- ・ 医師・看護師宿舎、医師宿舎、保育園については、利活用の状況を把握し、必要な改修時期の見極め、及び建替え等を検討する。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 大規模改修工事で実施した内容を含む施設台帳を整理し、中長期の建物保全計画の老朽化対策に活用するとともに、緊急的な不具合個所の発生時に適切な修繕対応が可能となるようにする。
- ・ 修繕に際しては、病院の特殊性に留意し、危機管理体制を徹底して医療安全の確保に万全を期するとともに、極力病院経営への影響を与えないように実施する必要がある。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 病院本館を含めて現在の耐震化基準を満たしている。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 令和元(2019)年度に精神医療センターが完成し、令和2(2020)年度に病院本館の大規模改修工事が完了予定であり、現在の病院機能を維持しながら病院本館建設後約50年間の使用を目指し、建物の長寿命化を図る。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 大規模改修工事に合わせて患者の利便性に配慮し、患者動線と診療機能に配慮した外来エリアの再編を行なうとともに、身障者トイレの増設や浴室のバリアフリー化、正面玄関ロータリーの乗降場所のバリアフリー化等を実施している。
今後も、改修や修繕に当たっては患者の利便性や診療機能に配慮して実施する。

⑦ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・ 病院本館以外の施設についても病院機能を維持していく上で必要不可欠な施設であるため、現時点で統合や廃止は考えていない。

⑨ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 病院局会計管理課が機械設備を中心とした建物設備台帳を完備し、中長期の建物の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検及び維持管理を一元的に管理する。

用語解説

○アセットマネジメント

資産管理（Asset Management）の方法のこと。例えば、道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法のこと。

○アンカー

ワイヤーロープ等を地中に固定させるための杭のこと。

○維持管理・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持管理のために必要となる点検・調査、補修、修繕などのこと。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

○一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計のこと。

○一般県道

主要地方道以外の県道のこと。

○インフラ施設

道路、橋梁、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物のこと。

○インフラ長寿命化基本計画

老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11 月にとりまとめられた計画のこと。この基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の効率的な維持管理を実現することとしている。

○運動施設

野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、ゲートボール場その他これらに類するもの、及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫その他これらに類する工作物のこと。

○エプロン

空港で、旅客の乗降、貨物の積み降ろし、燃料補給及び整備点検等の駐機するための施設のこと。

○園路広場

公園内の通路及び広く開けた場所のこと（主な施設として舗装、階段などがある。）。

○大分県行財政改革推進計画

本県行財政改革の指針となる次世代の社会の姿を見据えた行政運営の仕組みづくりとなる計画のこと。

○大分県県有施設整備等基金

県有施設を整備し、又は改修するとともに県有施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画を推進するために設置された基金のこと。

○大分県長期総合計画

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目的を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにした計画のこと。

○大分県立文化・スポーツ整備等基金

県立の文化施設、スポーツ施設等を整備し、もって未来を担う子どもたちの夢の実現に資するために設置された基金のこと。

○大型カルバート

幅員5m以上を有する箱型の構造物のこと。

○オーバーホール

機械などを分解して点検や修理を行うこと。

○外郭施設

港湾区域内の水面の静穏を確保し、土砂の流入を防止し、港湾施設または港湾周辺地域の保護を目的とする施設のこと。

○改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。(例)耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

○開水路

水路断面の上方が開放されている水路のこと。

○管理施設

門、柵、管理事務所、倉庫、掲示板、標識、照明施設、水道、井戸、擁壁、発電施設その他これらに類する施設のこと。

○旧道敷

バイパスの整備等により国道、県道としての役割を終えた道路敷地のこと。

○休養施設

休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類する施設のこと。

○共通指針準拠型

維持管理計画を策定するに当たり、施設の規模、構造形式及び重要度等に応じて分類されたレベルのこと（共通指針準拠型は小規模な施設を対象とする。）。

○教養施設

植物園、野外劇場、体験学習施設、記念碑その他これらに類する施設のこと。

○躯体

建築物の骨組みなど、全体を構造的に支える部分のこと。

○係留施設

船舶を係留して、貨物の積み卸し、旅客の乗降に用いる施設のこと。

○健全度A、B、C

定期点検及び必要に応じて実施した詳細点検等の結果に基づき、機能の低下、性能の劣化状況を評価した単位のこと。

○健全度調査

現地において、施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のこと。

○建築物

学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

○公営事業会計

普通会計と同じく決算統計上において用いられる会計区分のこと。本県の場合、電気事業会計等の公営企業会計及び港湾施設整備事業特別会計等を統合して一つの会計としてまとめたもの。

○公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物のこと。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

○行動計画

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組方針のこと。

○更新

老朽化に伴い機能が低下した施設等を取替え、同程度の機能に再整備すること。

○固定資産台帳

固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した台帳のこと。

○個別施設計画

施設を管理・所管するものが各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組等を踏まえた上で、必要事項を記載した行動計画のこと。

○コンクリートダム

コンクリートを主要材料とするダムのこと。

○災害時要援護者施設

災害から身を守るために安全な場所へ避難するなど、一連の防災行動を取る際に支援を必要とする方が入所している施設のこと（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、幼稚園等）。

○財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められた指標のこと。

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準（早期健全化基準を超える基準）として定められた数値のこと。

○財政調整用基金

財政調整基金（地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金）に減債基金（地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金）を加えたもの。

○財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値のこと。地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。

○財務諸表

国が示した、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき作成する、①貸借対照表（BS）、行政コスト計算書（PL）、純資産変動計算書（NW）、資金収支計算書（CF）の4表のこと。

○シェッド

落石、土砂崩れから道路を守るため作られたトンネルに類似の形状の防護用構造物のこと。

○事後保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する機能が要求性能を下回る（または下回った）可能性がある段階で対策を講じること。

○施設類型

総体として一定の機能を果たす施設（構造物）の集合体をその機能により分類したもののこと。具体的には学校、道路、港湾、公営住宅等が考えられる。

○実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度の平均値のこと。

○修景施設

植栽、花壇、噴水、彫像その他これらに類する施設のこと。

○主要地方道

その地域で主要な役割を担う都道府県道または市道のこと。

○将来負担比率

地方公社や損失補填を行っている出資法人等に係るものを含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模の何倍あるかを示す指標のこと。

○水域施設

船舶の航行または停泊のための施設のこと。

○ストックマネジメント

施設資産管理の方法のこと。明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら公共施設を計画的かつ効率的に管理すること。

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況とその他の財政状況が悪化した状況において、自主的

かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値のこと。

○高盛土

のり面段数2段以上の盛土のこと。

○単純更新

長寿命化対策を行わず公共施設等の耐用年数経過時に更新すること。

○地方公会計

発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類を作成、公表して県民等に対する知る権利の保障を通して、財政責任、会計責任を果たすこと。

○つり天井

構造物の屋根裏に当たる部分から金属のボルトなどで格子状の枠組みをつり下げ、その表面に石膏などの天井ボードを取り付けて仕上げた天井のこと。

○堤内

堤防によって洪水から守られている土地のこと。

○道路土工構造物

道路を建設するために構築する土砂や岩石等の地盤材料を主材料として構成される構造物及びそれらに附帯する構造物のこと。

○トータルコスト

中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計のこと。

○突堤

海岸浸食の防止、軽減及び海浜の安定化などを目的として設置する陸上から沖方向に細長く突出した堤防のこと。

○法枠

斜面上に格子状のモルタル・コンクリートを造成して、斜面を安定させる構造物のこと。

○廃棄物処理施設

廃棄物（建設発生土：建設工事で発生する土砂や汚泥）を適切に埋め立て処分するための施設のこと。

○樋門・樋管

排水路や支川が堤防を横断して川へ流れ込むように、堤防の中をトンネルで通り抜けるように設

置した水路のこと。

○標準Ⅰ・Ⅱ型

維持管理計画を策定するに当たり、施設の規模、構造形式及び重要度等に応じて分類されたレベルのこと（標準Ⅰ型は利用上重要な鋼構造岸壁や栈橋、橋梁、トンネルなど、標準Ⅱ型は水域施設、外郭施設、その他の鋼構造岸壁や栈橋、一般的な重力式岸壁などを対象とする。）。

○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額のこと。

○普通会計

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なることから、全国の自治体における統一ルールに基づき財政状況を比較するために用いられる会計区分のこと。本県の場合、一般会計と特別会計のうち公営事業会計（電気事業会計等の公営企業会計及び港湾施設整備事業特別会計等）以外の会計（母子寡婦福祉資金特別会計等）を統合して一つの会計としてまとめたもの。

○便益施設

飲食店、宿泊施設、駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類する施設のこと。

○防潮堤

海岸背後にある人命や資産を波浪及び高潮から防護するとともに、陸域の浸食を防止することを目的として設置する施設のこと。

○遊戯施設

ぶらんこ、滑り台、砂場その他これらに類する施設のこと。

○有形固定資産減価償却率

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか把握するための指標のこと。

○ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味しており、年齢や性別、個人の能力差、国籍など、さまざまな特性や違いを超えて、全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方のこと。

○予防保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回ることがない早期の段階で予防的な対策を講じること。

○ライフサイクルコスト

建築物や道路などの施設において、建設から維持管理、解体処分までの期間に要する費用のこと。

○旅客施設

車や人を乗り降りさせるための施設のこと。

○臨港交通施設

港湾から背後の幹線道路（国道、県道等）まで貨物等を円滑に輸送するための施設のこと。

○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債のこと。

○ロックシェッド

落石、土砂崩れから道路を守るため作られたトンネルに類似の形状の防護用構造物のこと。

○ロックフィルダム

堤体の材料に岩石（ロック材）、砂利（フィルター材）、土（コア材）を使用しているダムのこと。

○KPI

成果指標のこと。Key Performance Indicator の略。

○PDCAサイクル

効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案（Plan）→実践（Do）→検証（Check）→改善（Action）の段階的な活動の循環のこと。

○PPP

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す仕組みのこと。Public Private Partnership の略。

○PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。Private Finance Initiative の略。

